

市民政策フォーラム

ソーシャル インクルージョンと「非営利・市民事業」

—「一人ひとりを包摂する社会」特命チームの取り組みから見てきたもの—

プログラム

17:00 開会 挨拶 澤口隆志 市民セクター政策機構理事長

講 演 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームによる取り組みから
福山 哲郎さん(参議院議員／前内閣官房副長官)

17:40 ディスカッション

パネラー 福山 哲郎さん(参議院議員／前内閣官房副長官)
湯浅 誠さん(内閣府参与／自立生活サポートセンターもやい事務局
長)

佐久間 裕章さん(自立支援センターふるさとの会代表理事)
コーディネーター 坪郷 實さん(早稲田大学社会科学総合学院教授)

18:30 終 了

□ 日 時 2011年11月21日(月) 17:00～18:30

□ 会 場 衆議院第1議員会館 国際会議室(千代田区永田町)

□ 主 催 市民セクター政策機構、市民がつくる政策調査会

□ 事務局(連絡先) 市民がつくる政策調査会

TEL:03-5226-8843/FAX:03-5226-8845/E-mail shimin@c-poli.org

□ 主 旨

近年、地域や職場、家庭での「つながり」が薄れ、「孤立化」、「無縁社会」、「孤族」などといった新たな社会的リスクが生じ、さらには現在または将来への不安を抱える人々も少なくありません。その課題解決のためには、“何らかの支援が必要な人々を社会の一員として包み支え合う「ソーシャル インクルージョン（社会的包摂）」”の理念をもとにした政策の必要性が指摘されています。すでに現場では市民活動団体や自治体による様々な取組みがなされ、民主党政権においても「一人ひとりを包摂する社会」特命チームを政府に設置し、検討が重ねられ緊急政策提言や基本的考え方を示し、具体的な事業等が展開されつつあります。

また、3月11日に発生した東日本大震災により多くの被災者が生活基盤を奪われ、社会的リスクが大きく高まっているのが現状です。この被災地でも、市民活動団体や自治体をはじめ多くの支援者が課題解決に向けて取組まれ、復興に向けた動きが進みつつあります。

このような経過のもと、被災地はもとより他の地域も含めた「新しい社会づくり」の形成を求める声が各方面から出されており、そのためには様々な原因や抱えている課題などの共通事項や個別事項などを整理し、その解決に向けた政策化とその実現に向けての取組みが必要です。そこで、セーフティネットの強化を含めたソーシャル インクルージョンの理念と政策を推進するための取組みを進めたいと思います。

その取組みの一環として、前官房副長官を務められた福山哲郎参議院議員にお越しいただき、座長として取組まれた「一人ひとりを包摂する社会」特命チームについてのおはなしいただき、後半ではディスカッションを行い、この間の取組みから様々な原因や抱えている課題などの共通事項や個別事項などを整理するため本フォーラムを開催します。

なお、このフォーラムをきっかけとして、“地域社会生活支援”のしくみづくりについて検討するため、連続学習会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

2011年11月 主催者一同

□プロフィール

○ 福山 哲郎（ふくやまてつろう）

参議院議員、前内閣官房副長官

1962 年生まれ。同志社大学法学部卒業。京都大学大学院修士課程修了。

証券会社勤務を経て(財)松下政経塾第 11 期生として入塾。

1998 年、参院選京都選挙区で初当選。現在 3 期。

参議院環境委員長、民主党参議院政策審議会長、民主党政策調査会長代理、民主党地球温暖化対策本部事務総長などを歴任。

2009 年、外務副大臣に就任。2010 年、内閣官房副長官に就任。

現在、参議院外交防衛委員長。民主党京都府連常任顧問。京都造形芸術大学客員教授。

市民がつくる政策調査会理事

著書

「21 世紀・日本の繁栄譜」（共著）PHP 研究所、2000 年／「新しい政治文化をつくりたい」月刊「論座」、2002 年 8 月号、朝日新聞社、共著／「選挙報道についての一考察」日本選挙学会年報「選挙研究」第 20 号、木鐸社、2005 年／「新しい政治文化の創造と公職選挙法」月刊「都市問題」2006 年 6 月号、東京市政調査会／「民主党参院政審会長の“与党”はつらいよ日記」月刊「論座」、2007 年 12 月号～2008 年 8 月号、朝日新聞社／「民主主義が一度もなかった国・日本」、2009 年、幻冬舎新書／他

○ 湯浅 誠（ゆあさまこと）

内閣府参与、自立生活サポートセンターもやい事務局次長、反貧困ネットワーク事務局長

1969 年生まれ。1990 年代より野宿者（ホームレス）支援に携わる。2008～09 年年末年始の「年越し派遣村」では村長を務め、2009 年、内閣府参与に就任。

著書

『本当に困った人のための生活保護申請マニュアル』同文館出版、2005 年／『貧困襲来』（山吹書店、2007 年）／『反貧困』岩波新書、2008 年（第 14 回平和・協同ジャーナリスト基金賞大賞、第 8 回大仏次郎論壇賞）／『派遣村』いずれも共著、岩波書店・毎日新聞社、2009 年／『正社員が没落する』堤未果氏と共著、角川新書、2009 年／『岩盤を穿つ』文藝春秋社、2009 年／『どんとこい！貧困』理論社「よりみちパン！セ」シリーズ、2009 年／他

○ 佐久間 裕章（さくまひろあき）

特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会代表理事

1971 年生まれ。2001 年 NPO 法人自立支援センターふるさとの会へ事務局長として入職。

ふるさとの会理事および有限会社ひまわり取締役を兼任。2008 年 4 月 1 日より代表理事に就任。

○ 坪郷 實（つぼごうみのる）

早稲田大学社会科学総合学院教授、市民がつくる政策調査会代表理事

1948 年生まれ。大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学。法学博士(大阪市立大学)。北九州市立大学教授を経て、1994 年より早稲田大学社会科学部教授・大学院社会科学研究科教授。

現在、NPO まちぽっと理事、市民セクター政策機構常任理事、内閣府「新しい公共」推進会議 構成員、など

著書

「新しい公共空間をつくる 市民活動の営みから」日本評論社、2003 年／「ヨーロッパ・デモクラシーの新世紀 グローバル化時代の挑戦」（高橋 進との共編著）、早稲田大学出版部、2006 年／「参加ガバナンス 社会と組織の運営革新」日本評論社、2006 年／「ドイツの市民自治体 市民社会を強くする方法 C i V i C S 市民政治 4」生活社、2007 年／「環境政策の政治学 ドイツと日本」早稲田大学出版部、2009 年／「分権と自治体再構築 行政効率化と市民参加」法律文化社、2009 年／「比較・政治参加」ミネルヴァ書房、2009 年／「市民が描く社会像 政策リスト 37 C i V i C S 叢書」生活社、2009 年／「講座現代の社会政策 5 新しい公共と市民活動・労働運動」明石書店、2011 年／他

平成23年11月21日

市民政策フォーラム
ソーシャル インクルージョンと
「非営利・市民事業」

「一人ひとりを包摂する社会」 特命チームによる取り組み

前 内閣官房副長官
参議院議員 福山哲郎

174通常国会 菅総理所信表明演説より

(平成22年6月11日)

- 今、私が重視しているのは、「孤立化」という新たな社会リスクに対する取組です。
- 人は誰しも独りでは生きていけません。悩み、挫け、倒れたときに、寄り添ってくれる人がいるからこそ、再び立ち上がれるのです。我が国では、かつて、家族や地域社会、そして企業による支えが、そうした機能を担ってきました。それが急速に失われる中で、社会的排除や格差が増大しています。
- 私は、湯浅さんたちが提唱する「パーソナル・サポート」という考え方に深く共感しています。役所の窓口を物理的に一カ所に集めるワンストップ・サービスは、今後行う必要がありますが、時間や場所などに限界があります。「寄添い・伴走型支援」であるパーソナル・サポートは、「人によるワンストップ・サービス」としてこの限界を乗り越えることができます。
- こうした取組により、雇用に加え、障がい者や高齢者などの福祉、人権擁護、さらに年間三万人を超える自殺対策の分野で、様々な関係機関や社会資源を結びつけ、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない社会、すなわち、「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指します。

特命チームの設置

(平成23年1月18日)

「孤立化」「無縁社会」「孤族」

・・・地域・職場・家庭の「つながり」の希薄化

→ 現在または将来への不安を抱えるに至っている状況

「社会的包摂」の考え方に立ち、お互いに支え合う中で、
地域や職場、家庭でのつながりを強め、老若男女すべての者に
「居場所と出番」のある社会を作り出すことが重要

最小不幸社会の実現に向け、実態を明らかにするとともに、
セーフティネットの強化を含めた社会的包摂政策を戦略的に
推進することを目的として、特命チームを設置

「一人ひとりを包摂する社会」特命チームについて

内閣官房長官

内閣官房副長官

「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

平成23年1月18日設置

座長：福山哲郎 内閣官房副長官

座長代理：辻元清美 内閣総理大臣補佐官
湯浅 誠 社会的包摂推進室室長
清水康之 社会的包摂推進室室長代理

構成員：関係府省審議官級

神田裕二 内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
山内健生 内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）
太田裕之 内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）
市川正樹 内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官
大石利雄 総務省大臣官房総括審議官
前川喜平 文部科学省大臣官房総括審議官
生田正之 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長
寺尾 徹 厚生労働省社会・援護局総務課長
伊奈川秀和 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）付参事官

オブザーバー：
松浦大悟 参議院議員



連携

社会的包摂推進室

平成23年4月1日設置

室長
湯浅誠

室長代理
清水康之

「孤立化」の主な現状(1)

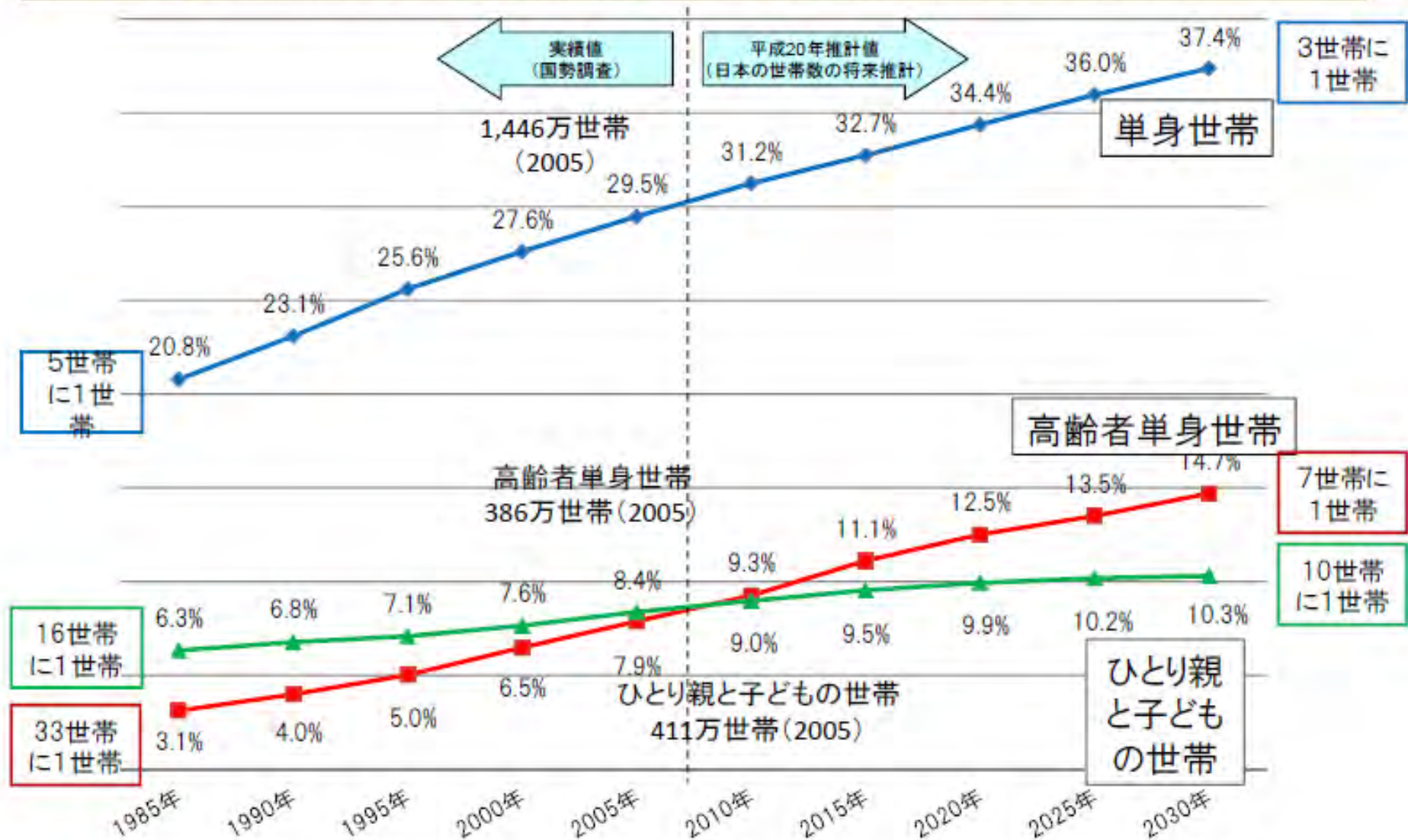
1. 家族の変化

- ・・・単身世帯とひとり親世帯の増加

○少子高齢化が一層進み、晩婚化や離婚が増加している中で、今後、単身世帯の割合は大きくなると推計される。

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
- 単身世帯は、2030年で約4割に達する見込み。(全世帯数約4,906万世帯(2005年))

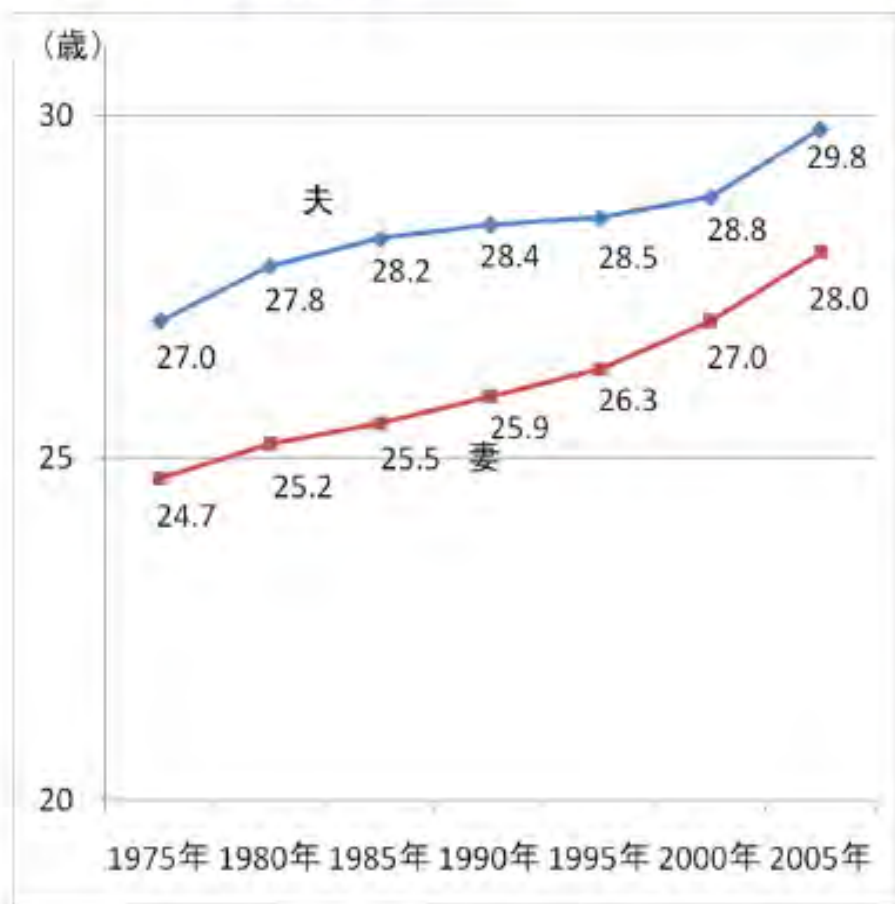


資料出所：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

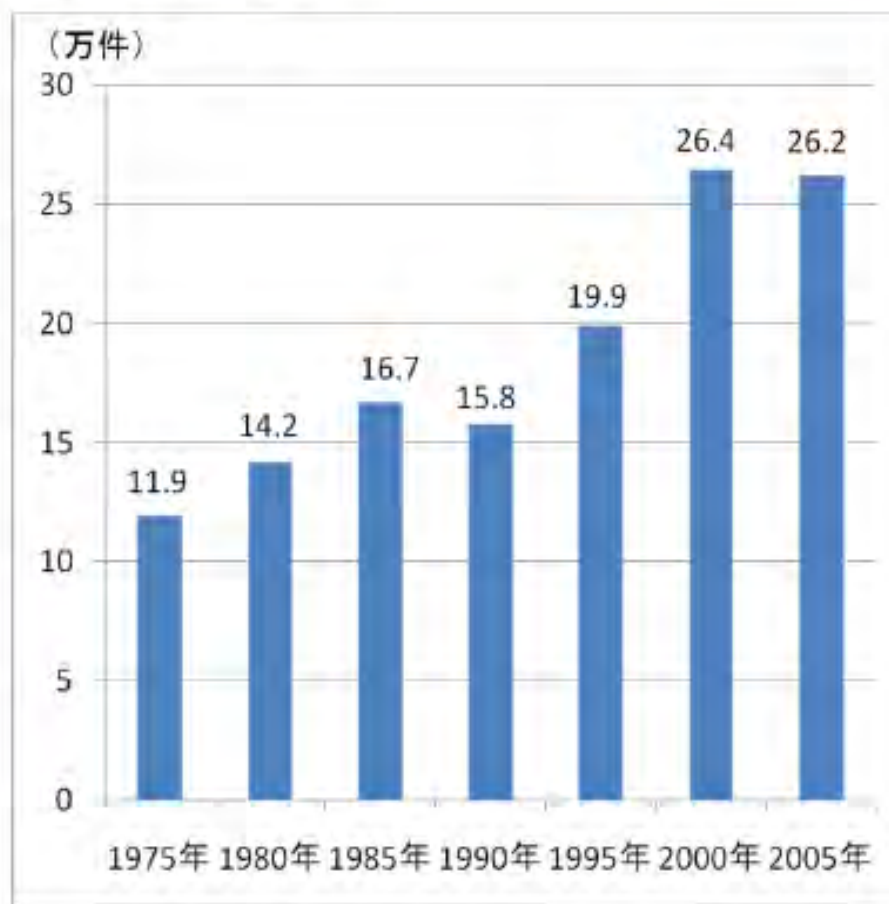
婚姻・離婚の状況

- 平均初婚年齢は夫、妻とも上昇しており晩婚化が進んでいる。
- 離婚件数は増加傾向にある。

○ 平均初婚年齢



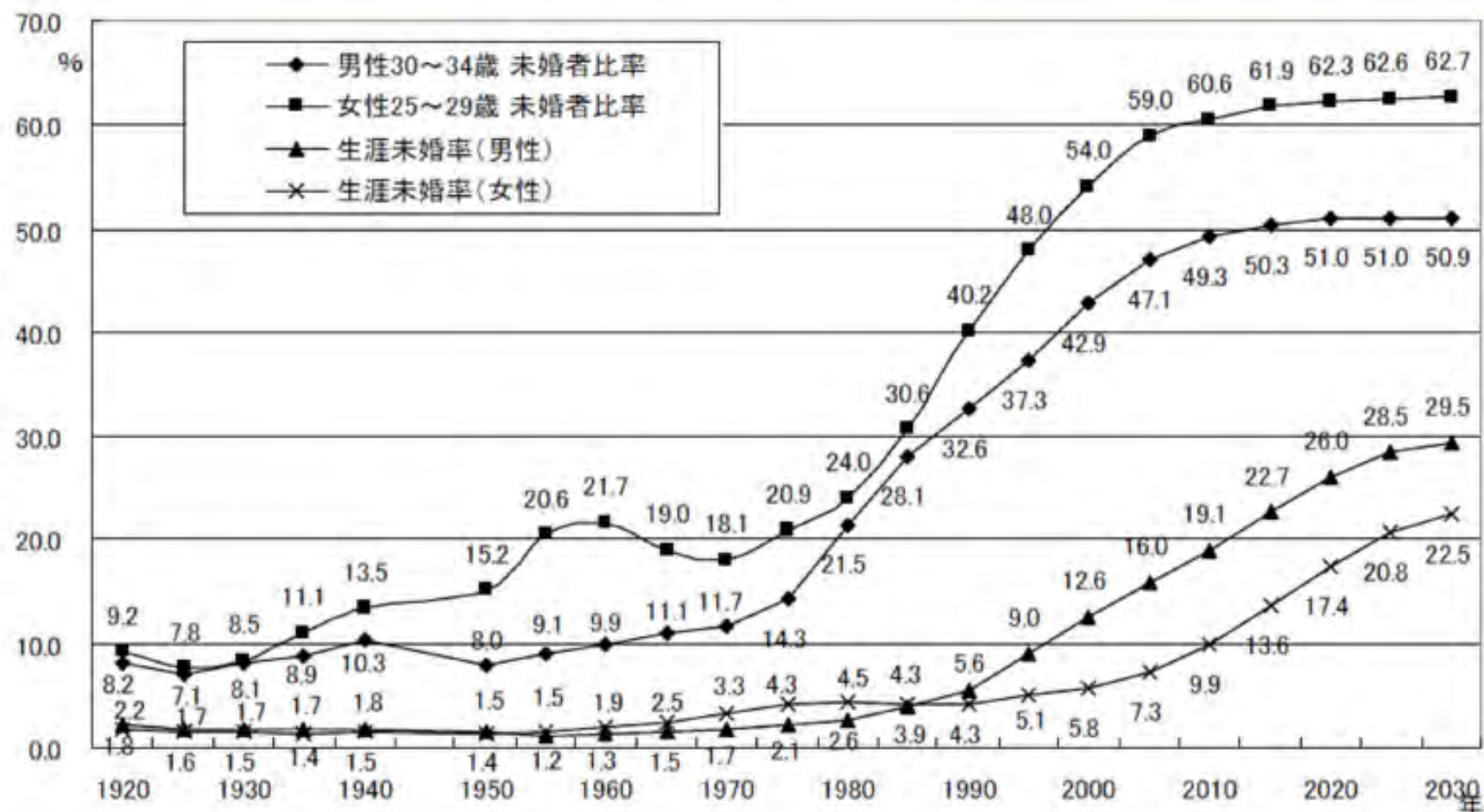
○ 離婚件数



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約30%、女性で約23%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」(平成17年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」 「人口統計資料集(2009年版)」

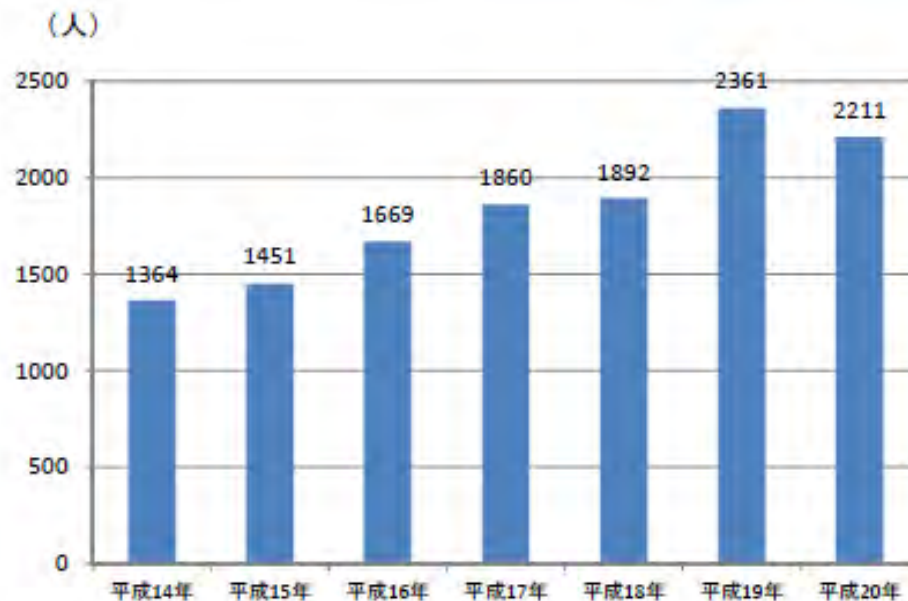
注1: 男性30～34歳未婚率、女性25～29歳未婚率は2005年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集(2009年版)」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

孤独死の状況

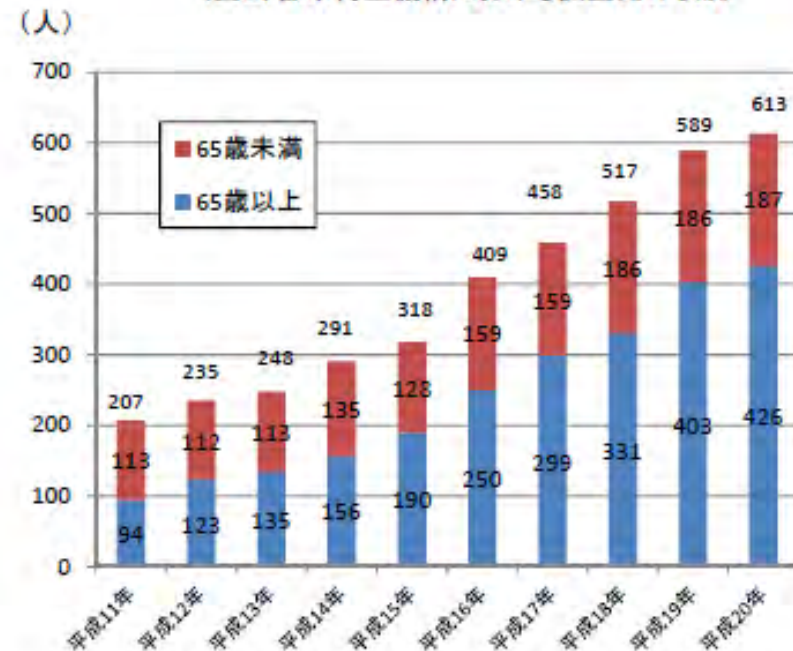
- 誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような悲惨な「孤立死(孤独死)」の事例が頻繁に報道されている。「孤立死」の確立した定義はなく、また全国的な統計も存在していないが、東京都監察医務院が公表しているデータによれば、23区内における一人暮らしの65歳以上の自宅での死亡者数は平成14年の1,364人から20年は2,211人と1.6倍に増加している。
- (独)都市再生機構が運営管理する賃貸住宅約76万戸において、単身の居住者が誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡したケース(自殺や他殺を除く)は平成11年度の発生件数207人から20年度には613人と、9年間で約3倍に増加。
- この死亡者数がすべて孤立死であるわけではないが、いわゆる孤立死の多くはこの人数に含まれると考えられることから、孤立死の数も、おそらく、同様に増加しているものと推測される。

(図1) 東京23区内で自宅で死亡した65歳以上一人暮らしの者



資料出所: 東京都監察医務院「事業概要」

(図2) 都市再生機構における孤立死の状況



独立行政法人都市再生機構が運営管理する賃貸住宅で、単身居住者が誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した件数

「孤立化」の主な現状(2)

2. 雇用・就業をめぐる変化

・・・非正規雇用者の問題

○90年代の雇用情勢悪化に伴い、非正規雇用（パート、派遣、契約社員等）の割合は雇用者数の約3分の1にまで増加。賃金・生活面で、不安定な状況に置かれている者が多い。

正規雇用者と非正規雇用者(パート、派遣、契約社員等)の推移

- 正規雇用者数は近年減少傾向。
- 非正規雇用者(パート、派遣、契約社員等)の割合は雇用者の約3分の1にまで上昇。なお、2009年は2003年以降で初めて減少。
- 2009年の派遣労働者は前年(140万人)と比べ32万人減少。



資料出所 2000年までは「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

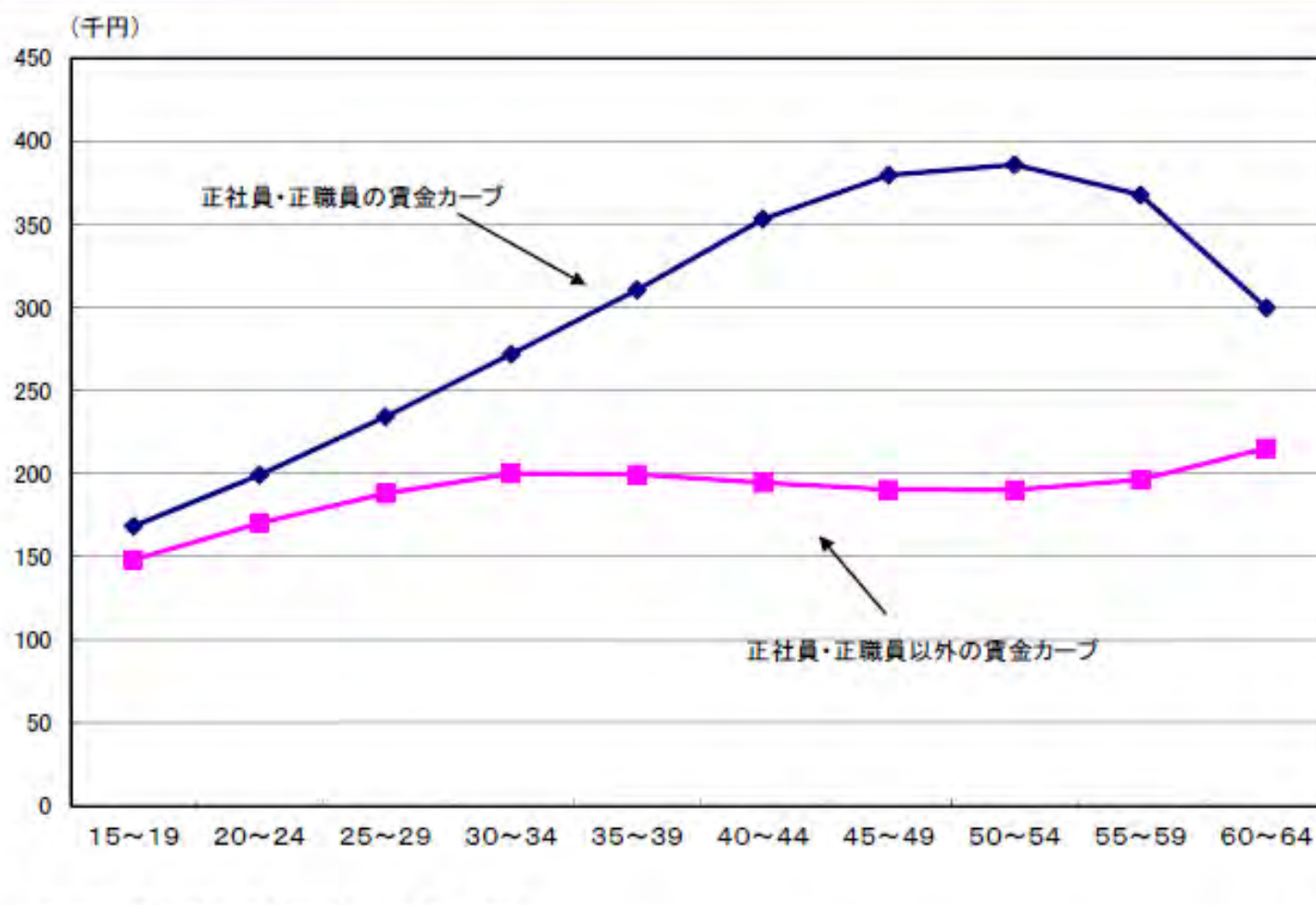
資料出所 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

(注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

就業形態別にみた一般労働者の賃金カーブ



○ 雇用形態別の賃金をみると、正社員・正職員が310.4千円、正社員・正職員以外が194.6千円となっている。



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成21年)

(注) 1 賃金は所定内給与。

2 「正社員・正職員」とは、事業所において正社員・正職員としている労働者であり、「正社員」「正規社員」等、事業所での呼称を問わない。

3 「正社員・正職員以外」とは、事業所の常用労働者のうち「正社員・正職員」に該当しない労働者であり、「パート」「アルバイト」「嘱託」「準社員」等、事業所での呼称を問わない。

「孤立化」の主な現状(3)

3. 分野別の生活困難をめぐる実態

<子ども>

○子どもの虐待が深刻化。一方で、高校の中途退学者、不登校者数は減少。

<若年層>

○いわゆる「フリーター」「ニート」の存在が社会問題化。ニートの中には対人関係や精神的な問題を抱える者も少なくない。また若年失業率も高く、ひきこもりの者もいる。

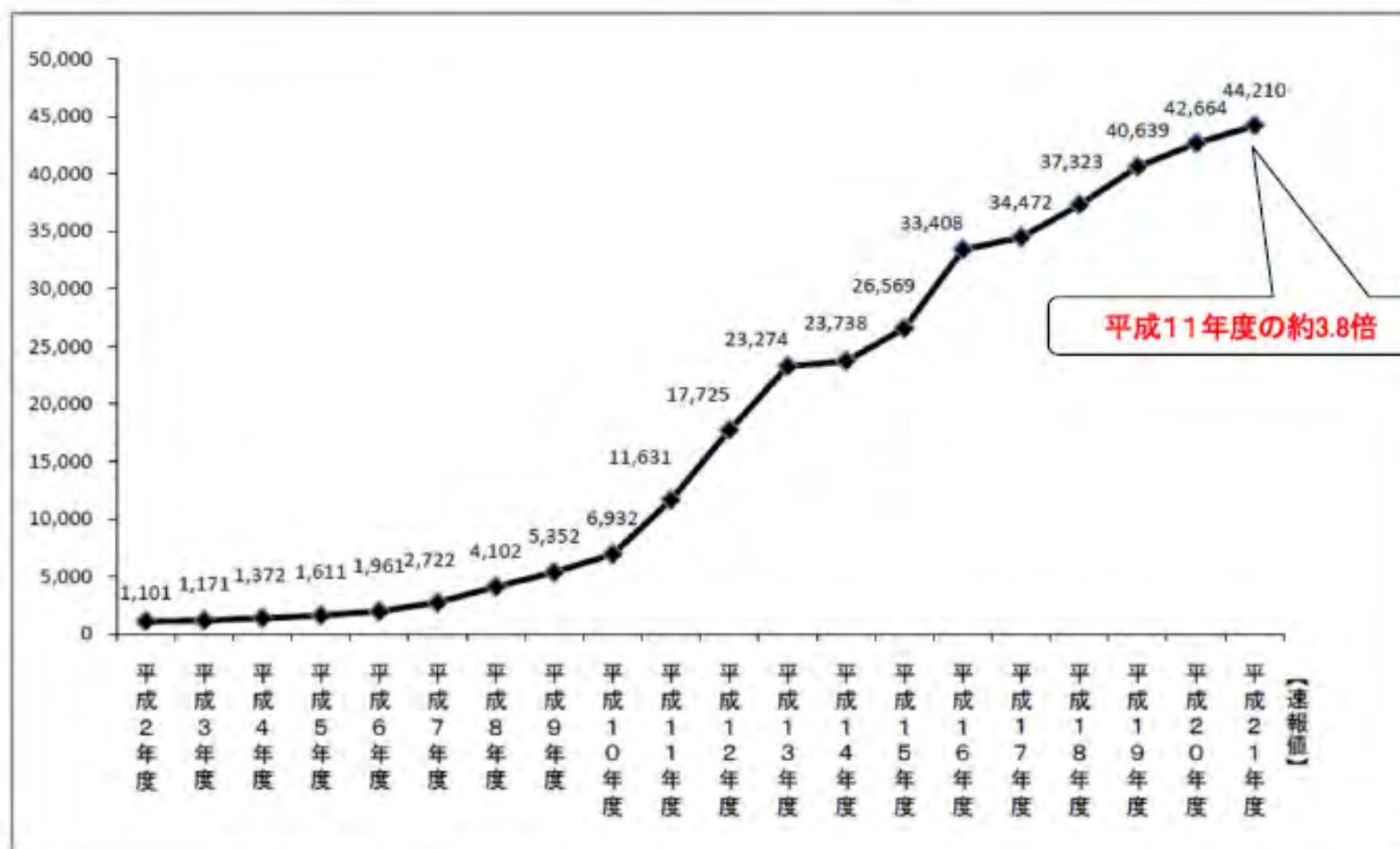
<女性>

○女性の雇用環境には、高い非正規雇用の割合、男女間の賃金格差、M字型カーブなど、引き続き、改善に向けて取り組まなければならない課題も多い。

児童相談所における児童虐待相談対応件数

○平成21年度中に、全国201か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、44,210件(速報値)で、これまでで最多の件数。

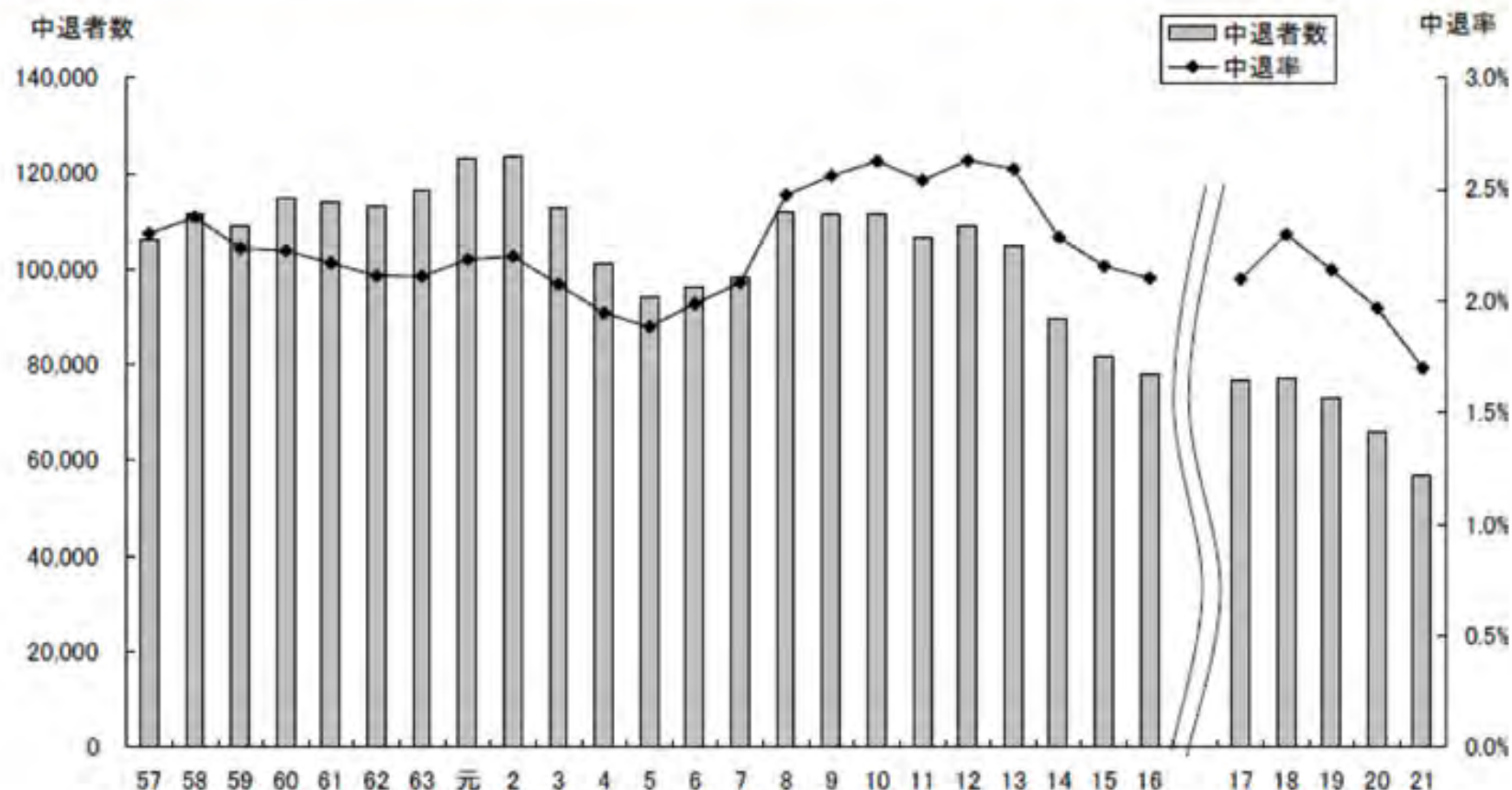
○前年度の42,664件から1,546件の増加となっている。



中途退学者数及び中途退学率の推移



○高等学校における中途退学者数は約5万7千人と、前年度(約6万6千人)より約9千人減少し、中途退学者の割合も1.7%と、前年度(2.0%)より減少している。

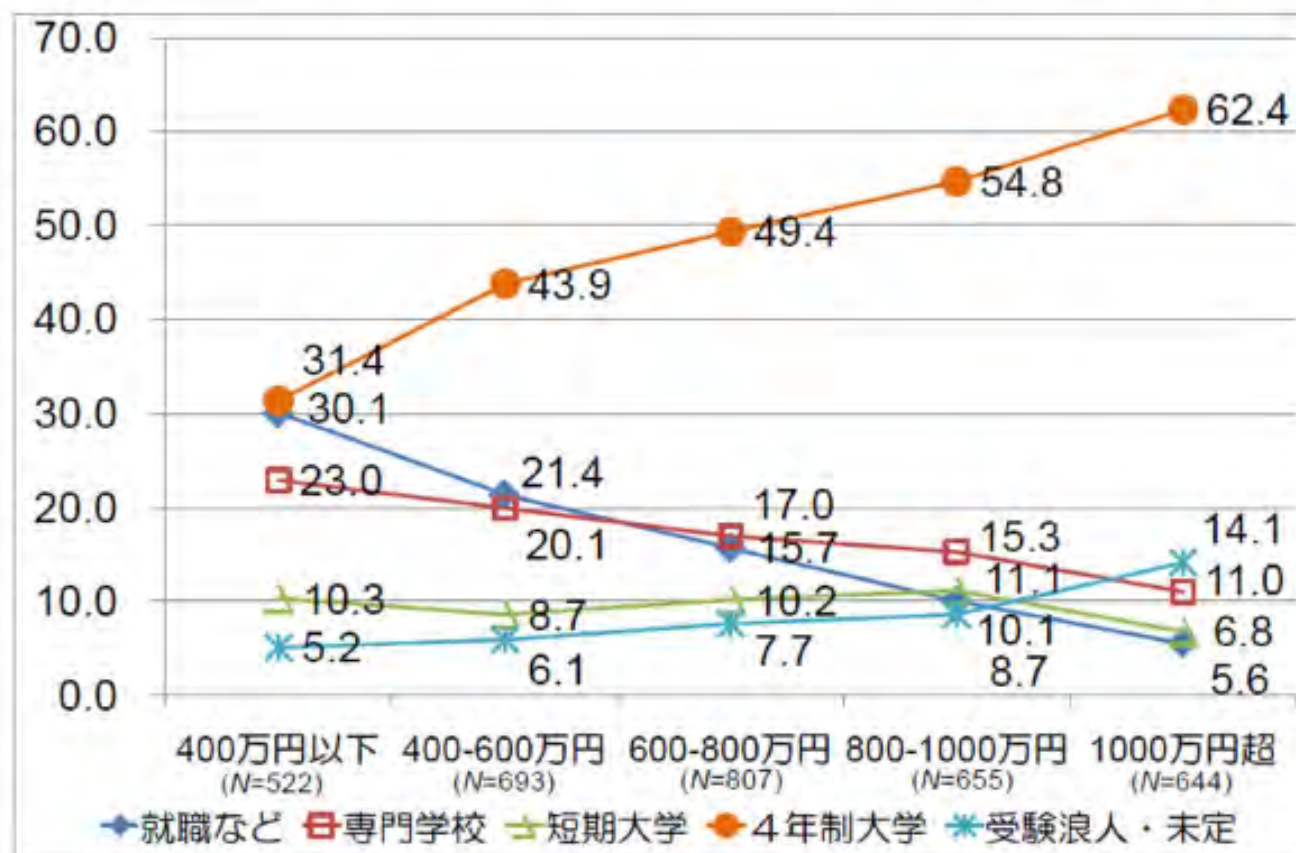


(注1) 調査対象は、平成16年度までは公・私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校も調査。

(注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合

(参考) 平成21年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

両親年収別の高校卒業後の進路①(所得階級5区分)

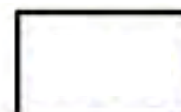


資料出所: 東京大学大学院教育学研究科
注)

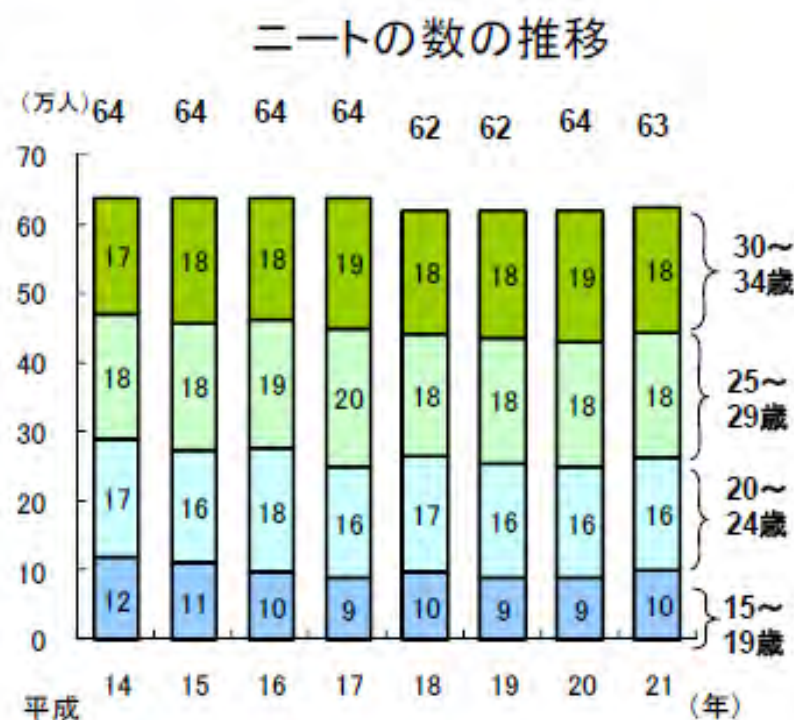
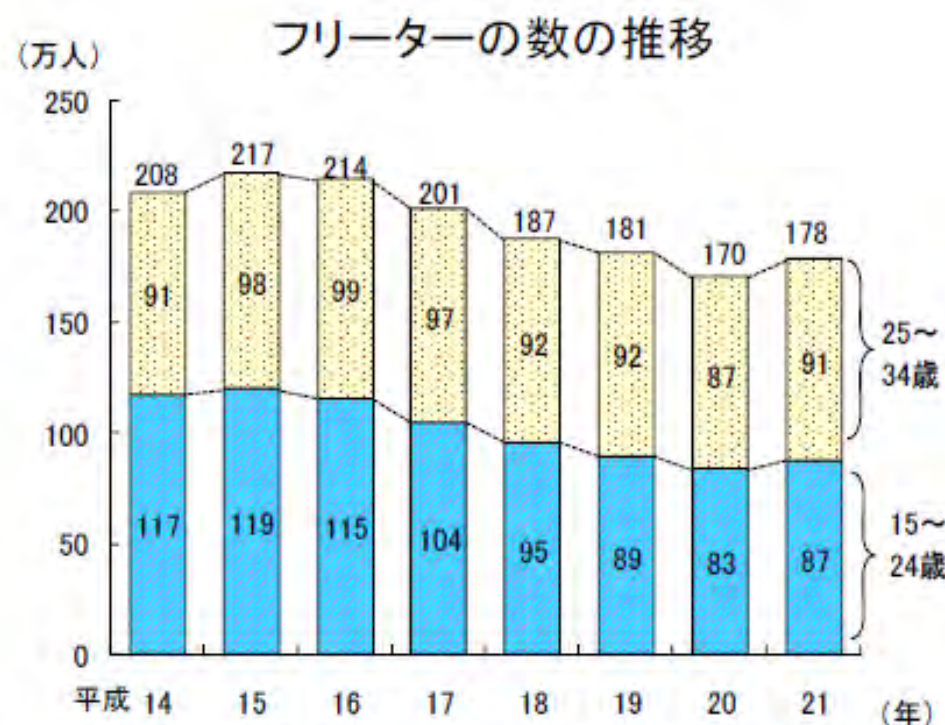
大学経営・政策研究センター『高校生の進路追跡調査 第1次報告書』

1. 「両親年収」は「保護者調査」(2005年11月)問25を用い、父母それぞれの税込み年収に中央値をわりあて(例えば、「500～700万円未満」なら600万円)、合計したものを元としている。無回答は欠損値として扱った。ただし、父親(または母親)の年齢・職業・学歴・年収のすべてが無回答という回答者については「父親(または母親)がいない」ものとみなし、父親(または母親)の年収はゼロ円とした。
2. 「進路」は、「第2回 高校生の進路選択に関する調査」(2006年3月)問1(4月からの進路)を用いた。無回答は欠損値として扱った。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家業手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。「専門学校」には各種学校を含む。
3. 進路の構成比(割合)の数値は、『『高校生の進路追跡調査 第1次報告書』正誤表』(2008年5月。大学経営・政策研究センターホームページに掲載)による修正後のもの。

フリーター・ニートの推移



- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(平成15年)をピークに 5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加。(平成21年178万人)
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人強の水準で推移。(平成21年63万人)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

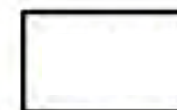
(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注)「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

ニート状態にある若者:これまでの生活経験



- ニート状態にある若者は、これまでの生活経験の中で、雇用問題だけではなく対人関係や精神的な問題を抱える層が少なくない。

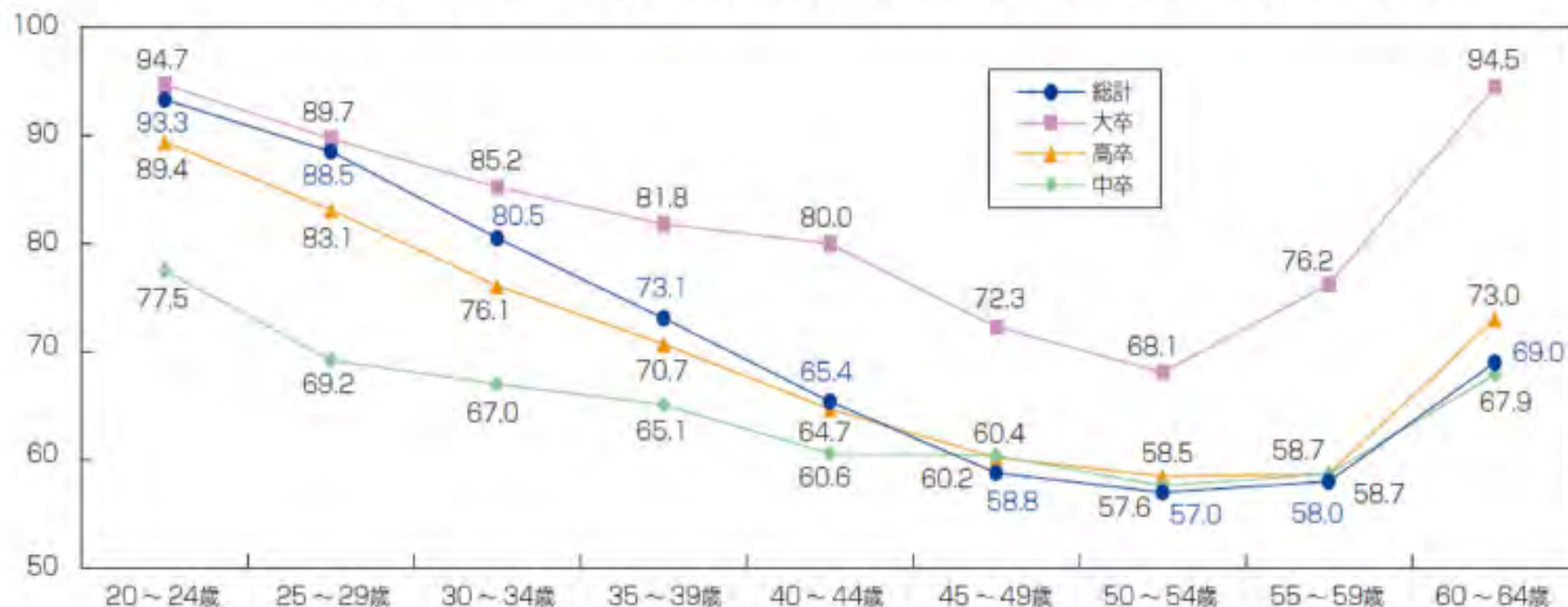
	「経験あり」の比率(N=418)
学校でいじめられた	55.0%
職場の人間関係でトラブルがあった	41.4%
不登校(病気、ケガ以外で連続1か月以上学校を休むこと)になった	35.9%
ひきこもり	49.5%
精神科又は心療内科で治療を受けた	49.5%
会社を自分から辞めた	55.0%
会社を辞めさせられた	17.5%

資料:財団法人社会経済生産性本部「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」(平成19年3月)

男女間の所定内給与格差

○ 男女間の所定内給与格差を見た場合、どの学歴も、50～54歳層まで、年齢が高まるにつれて男女間賃金格差は次第に大きくなる傾向にある。

一般労働者の学歴別年齢階級別男女間所定内給与格差（男性＝100）



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（2008年）

「孤立化」の主な現状(4)

3. 分野別の生活困難をめぐる実態

＜生活困窮世帯＞

- 貧困は大きな問題になりつつある。必要な生活物品も確保できない実態もうかがえ、子どもの教育にも影響が生じる等貧困の連鎖の問題も生じている。

＜単身高齢者＞

- 一人暮らし世帯の高齢者(単身高齢者)は、一般世帯に暮らす高齢者より、生活が厳しいという方も多く、家族以外と交流・会話がなない者もいる。

＜自殺＞

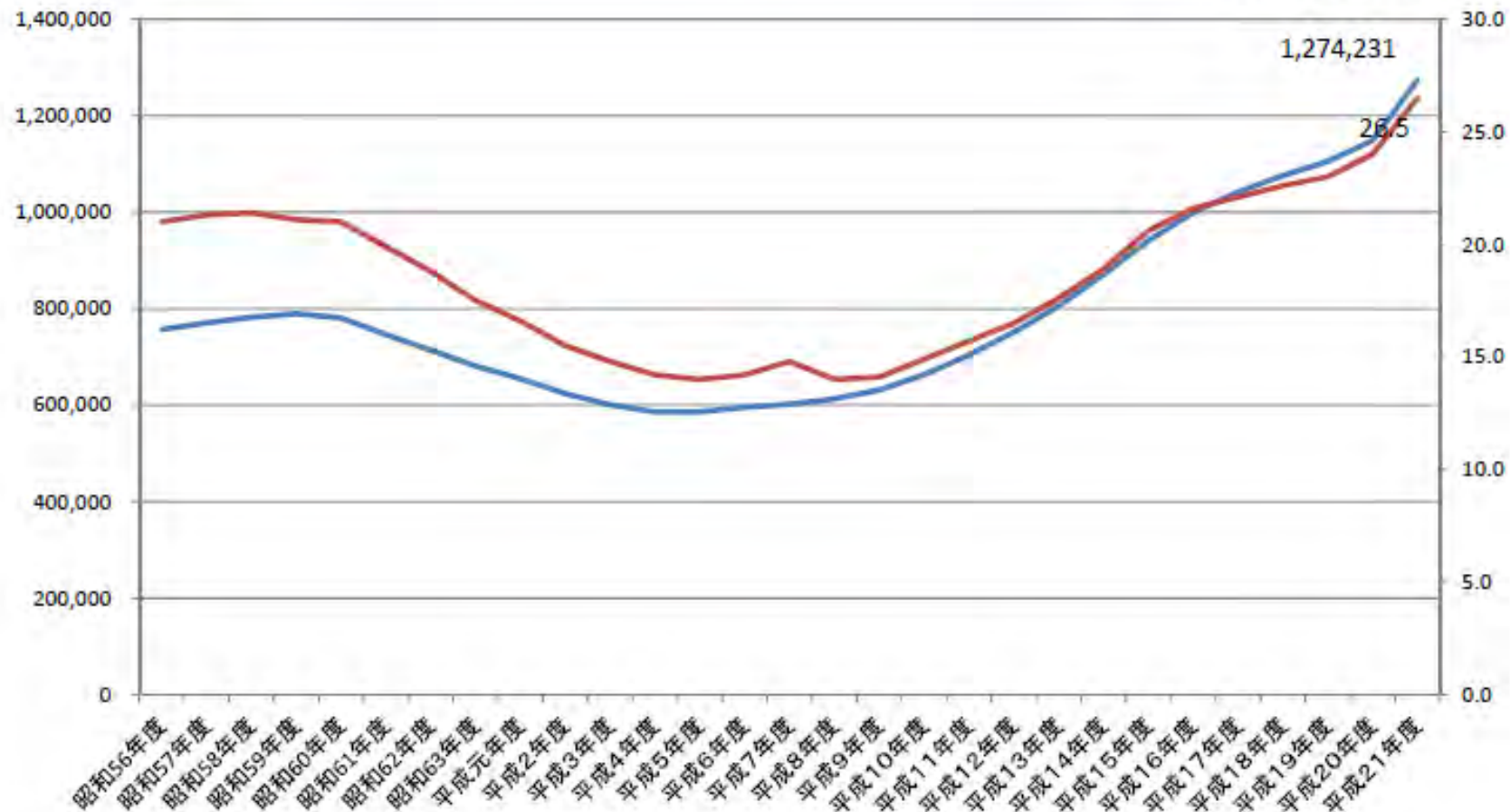
- 1998年から自殺者の数が年間3万人を超え、現在も高止まりを続けている。

被保護世帯数及び世帯保護率の推移

○被保護世帯数及び世帯保護率は近年増加傾向にある。

被保護世帯数(世帯)

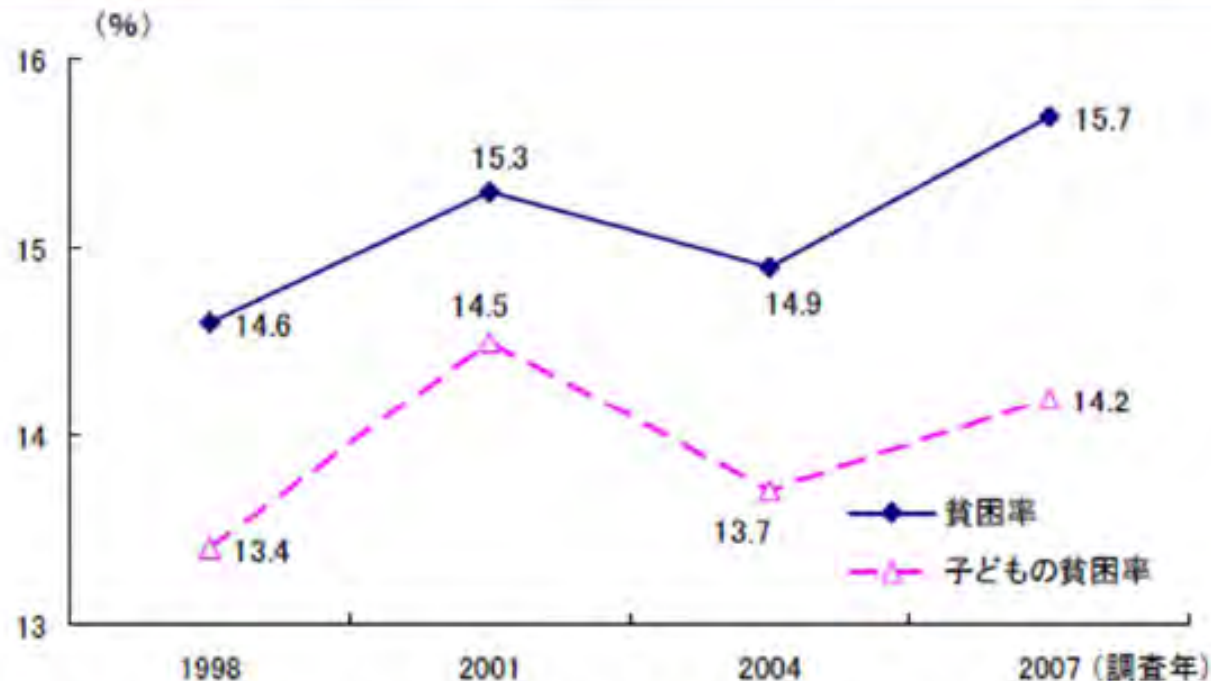
世帯保護率(世帯千対)



資料出所： 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」（福祉行政報告例）、「国民生活基礎調査」
※世帯保護率の算出は、被保護世帯数（1か月平均）を「国民生活基礎調査」の総世帯数（世帯千対）で除したものである。

相対的貧困率の年次推移

○平均的な生活水準から一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標である相対的貧困率をみると、我が国は1998年の14.6%から2007年の15.7%に上昇している。



資料出所: 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成10年、平成13年、平成16年、平成19年の各調査)を基に厚生労働省算出。

注1: 「所得」は、調査対象年1年間(1月～12月)の所得である。

注2: ここでいう所得には、現金給付として受給した社会保険給付費は含まれるが、現物給付は含んでいない。

注3: 可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

注4: 相対的貧困率の算出に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供している貧困率の作成基準によっている。

[OECDに提供している「相対的貧困率」の作成基準について]

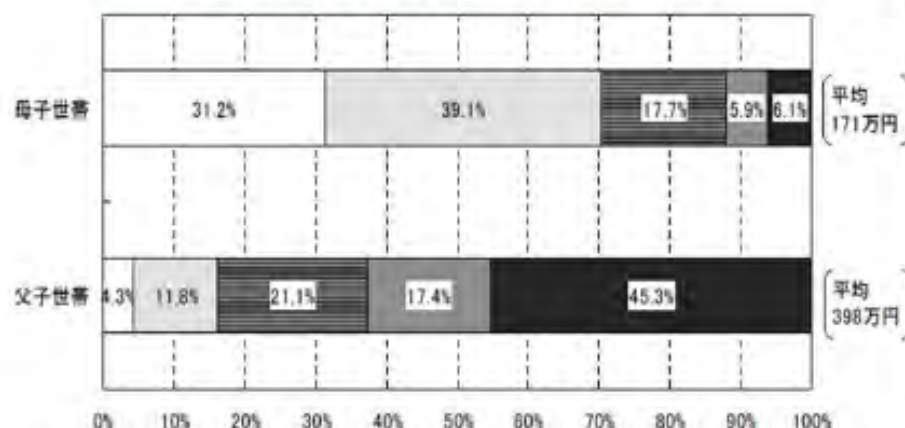
1) 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。2) 子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。3) 等価可処分所得金額は、1985年を基準とした物価指数で調整をした。

母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合

- 日本の母子世帯の就労率は8割を超えて高いにもかかわらず、年間就労収入は100万円未満が約3割、100万円以上200万円未満が約4割を占める(図表41)。背景には、結婚生活期における就業中断や育児等との両立のために選べる職種が臨時・パート等非正規雇用が多くなりがちであることが影響していると考えられる
- 父子世帯については、平均的には母子世帯よりも経済水準は高いものの、就労収入が年間200万円未満の世帯も約15%ある。

(ひとり親世帯)

図表 41 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合



□ 100万円未満 □ 100～200万円未満 ■ 200～300万円未満 ■ 300～400万円未満 ■ 400万円以上

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入	父子世帯	一般世帯を100とした場合の父子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0	390万円	66.2
平成17年	563.8万円	213万円	37.8	421万円	74.7

資料：「全国母子世帯等調査」(厚生労働省、平成18年度)

注1:「平均年間就労収入」とは、母本人または父本人の平成17年の年間就労収入である。

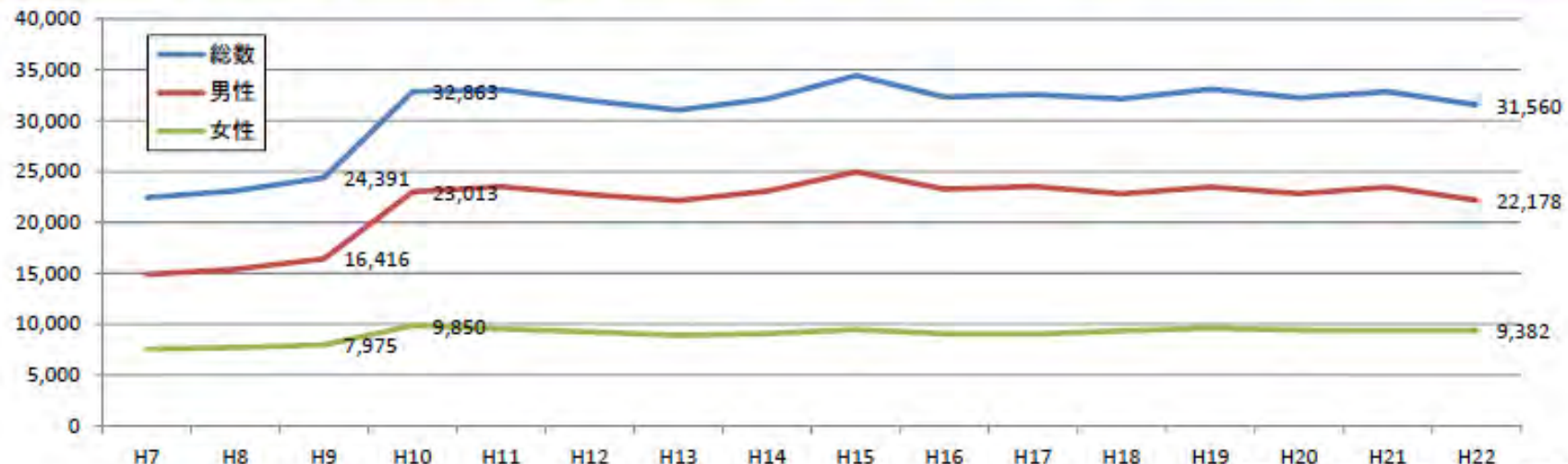
注2:総数は不詳を除いた数値である。

注3:「年間平均収入」とは、母子(父子)世帯の、母(父)以外の収入も含む世帯全体の収入。

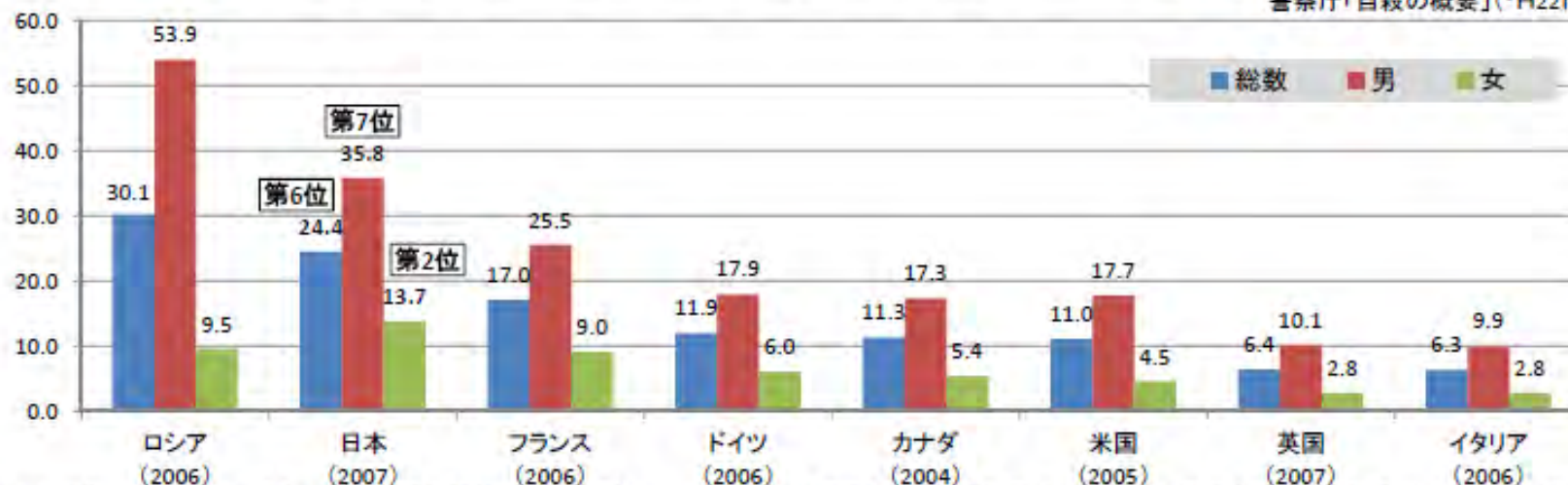
注4:全世帯の年間平均収入については、国民生活基礎調査の平均所得の数値。

自殺者数の推移

- 自殺死亡者は、平成10年から13年連続で年間3万人を超えている。(男女比は、約7対3)
- 日本の自殺率は世界第6位。米国の2倍、英国やイタリアの3倍と先進國中、最も深刻。性別では、男性は第7位、女性は第2位。



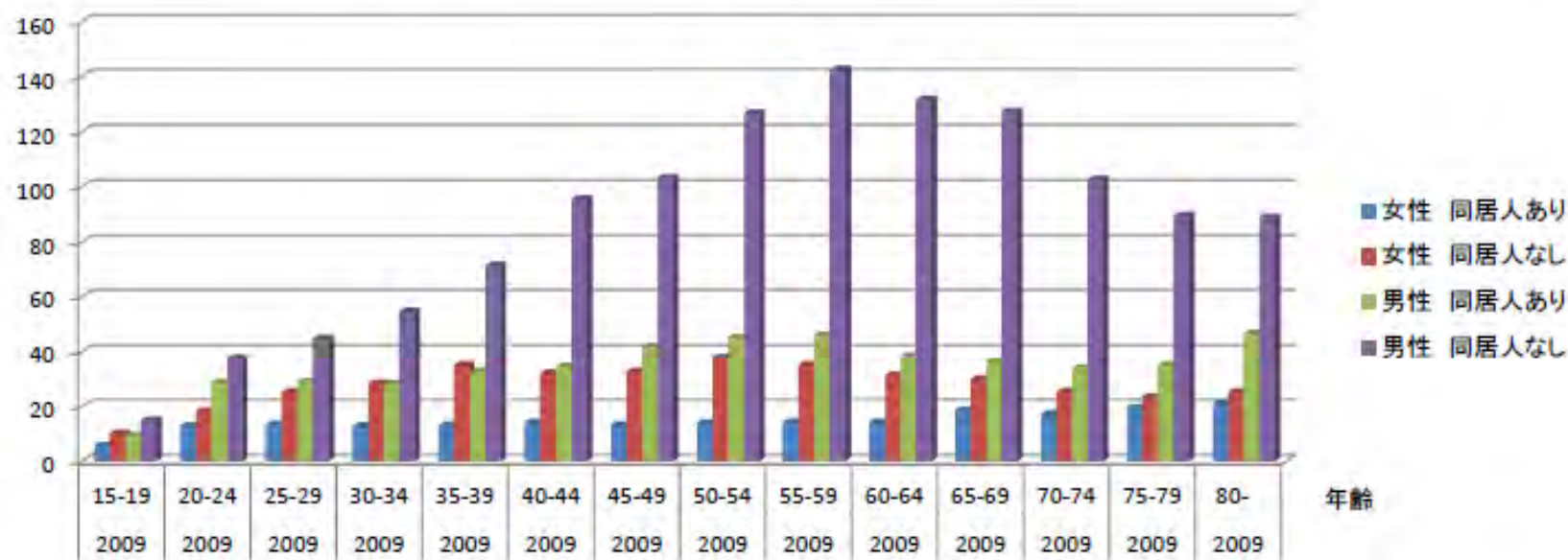
警察庁「自殺の概要」(*H22は速報値)



*順位は、WHO "Country Reports" の2000年以降の統計より世界順位

内閣府「自殺対策白書」(H22) WHO資料より内閣府作成。()はデータの計測年

「年代×男女×同居人の有無」別の自殺率(2009年試算値)
～人口10万人あたり自殺率と自殺者数～



	女性		男性	
	同居あり	同居なし	同居あり	同居なし
15～19歳	5.811505	10.16729	9.660106	15.05384
20～24	13.01971	18.34618	28.92271	37.61897
25～29	13.5387	25.31724	29.21076	44.74758
30～34	12.83652	28.43039	28.17083	54.77363
35～39	13.06768	35.11792	32.61912	71.39417
40～44	14.2555	32.05509	34.50374	95.57361
45～49	13.30113	32.67144	41.84534	103.3755
50～54	14.10223	37.94982	45.1459	126.6136
55～59	14.47022	35.24414	45.98002	142.4628
60～64	14.52616	31.41895	38.41427	131.6385
65～69	18.72253	29.98835	36.28118	127.3538
70～74	17.31535	25.36373	34.07397	102.5833
75～79	19.65343	23.41549	35.05983	89.53137
80～	20.94689	25.32034	46.61111	88.85213

15歳～ 自殺率(人数)

女 同あり	12.62(7278人)	男 同あり	29.33(15823人)
女 同なし	27.41(2003人)	男 同なし	84.96(6932人)
女	14.29(9281人)	男	36.645(22755人)

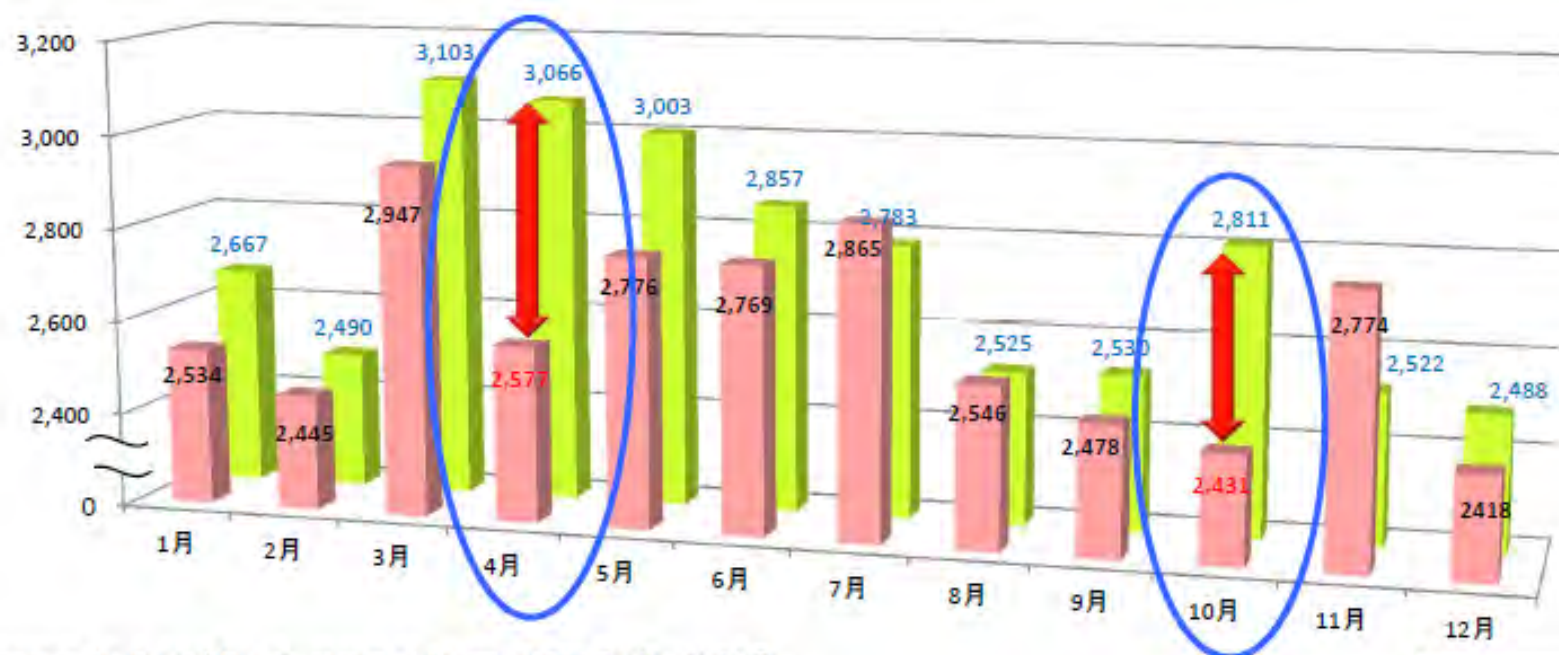
同あり 20.70(23101人)

同なし 57.77(8935人)

備考:自殺者数、自殺率は警察庁「自殺者統計」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」および「日本の世帯数の将来推計(社会保障・人口問題研究所)」より自殺の発見された日を基準に算出。

自殺対策と2009、2010年の自殺者数の比較

- 3月は自殺対策強化月間、9月は自殺予防週間として、普及啓発等の取組を活発に実施。昨年9月に「自殺対策タスクフォース」を設置し、自殺対策を一層推進。
- その翌月の自殺者数は、前年と比べ、大きく低下している。



【2009年と比較した2010年の月間自殺者数】

▼ **4月 -15.9%(489人減)** 自殺対策基本法施行後、**減少幅1位**

▼ **10月 -13.5%(380人減)** **同 2位**

■ 2010年
■ 2009年

自殺の「危機経路」

- 自殺で亡くなった人が抱えていた要因の数は、平均一人4つ。
- 職業や立場により、「抱える要因の組合せ」や「自殺に追いつめられ方」に、一定の規則性が見られた

(「→」=連鎖、「+」=併発)

【無職者(就業経験あり)】

- ① 失業→生活苦→多重債務→うつ病→自殺
- ② 連帯保証債務→倒産→離婚の悩み+将来生活への不安→自殺
- ③ 犯罪被害(性的暴行など)→精神疾患→失業+失恋→自殺

【被雇用者】① 配置転換→過労+職場の人間関係→うつ病→自殺

- ② 昇進→過労→仕事の失敗→職場の人間関係→自殺
- ③ 職場のいじめ→うつ病→自殺

【自営者】① 事業不振→生活苦→多重債務→うつ病→自殺

- ② 介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患+うつ病→自殺
- ③ 解雇→再就職失敗→やむを得ず起業→事業不振→多重債務→生活苦→自殺

【無職者(就業経験なし)】

- ① 子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ病→自殺
- ② DV→うつ病+離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺
- ③ 身体疾患+家族の死→将来生活への不安→自殺

【学生】① いじめ→学業不振+学内の人間関係(教師と)→進路の悩み→自殺

- ② 親子間の不和→ひきこもり→うつ病→将来生活への不安→自殺

「孤立化」の主な現状(5)

3. 分野別の生活困難をめぐる実態

<DV>

○配偶者からの暴力等に関する相談件数は年々増加している。

<うつ等>

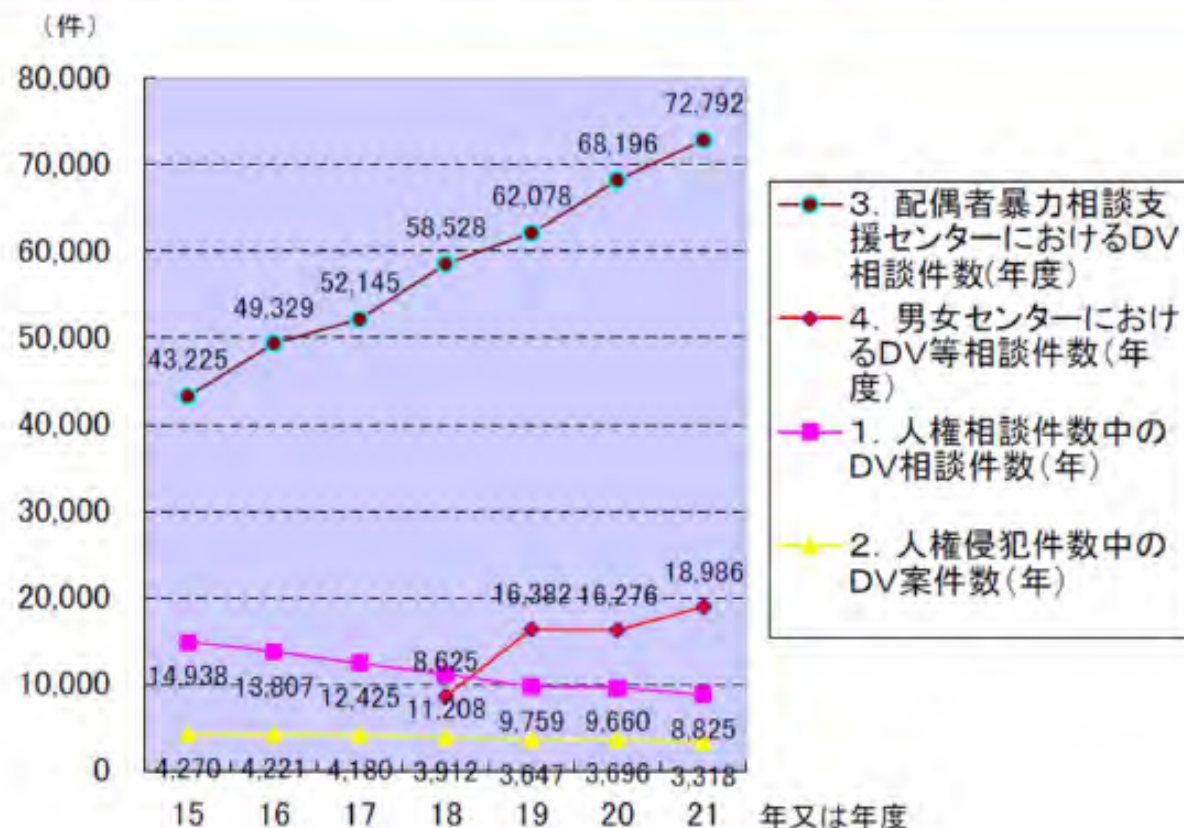
○うつ病患者数は、1996年から2005年までに3倍、2008年においても増加している。

<外国人>

○日本に居住する外国人の数が増加するのに伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒も増加するなど、子どもの教育の面等で不安を抱えている。

配偶者からの暴力等に関する相談件数の推移

○配偶者からの暴力等に関する相談件数は、年々増加している。



(参考)

注1: 人権相談件数中の夫の妻に対する暴行・虐待・強制・強要の件数(法務省調べ)

注2: 人権侵犯件数中の夫の妻に対する暴行・虐待・強制・強要の件数(法務省調べ)

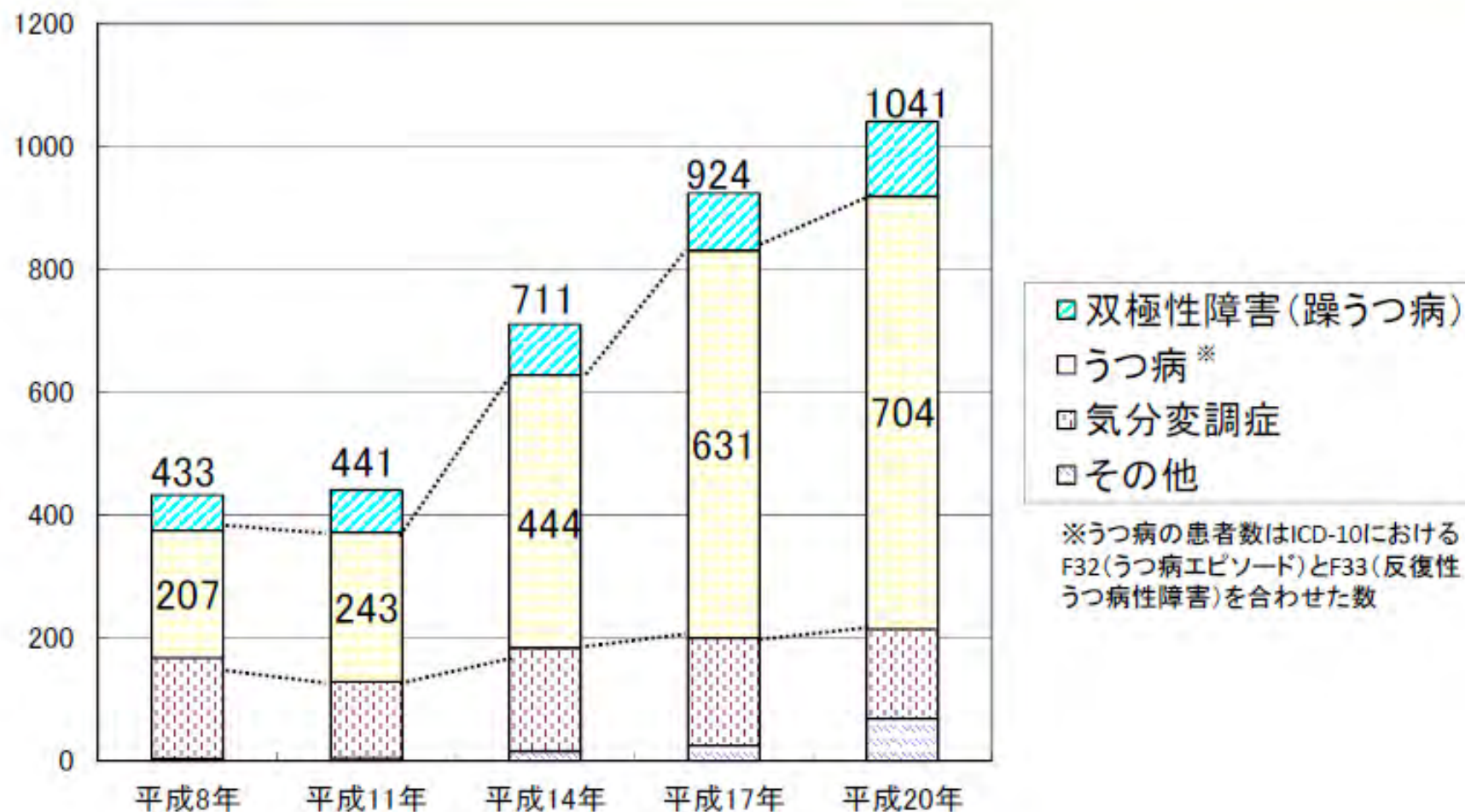
注3: 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、配偶者暴力防止法で定義する配偶者からの暴力(事実婚、婚姻解消後を含む)に係る相談件数(内閣府調べ)

注4: 男女センターにおける相談件数は、配偶者からの暴力等に係る相談件数であり、3. の配偶者暴力相談支援センターに指定されている男女センターの相談件数を除いたもの(内閣府調べ)

気分障害患者数の推移

○ うつ病患者数は平成8年から平成17年までの9年間で3倍になっており、平成20年においても増加している。

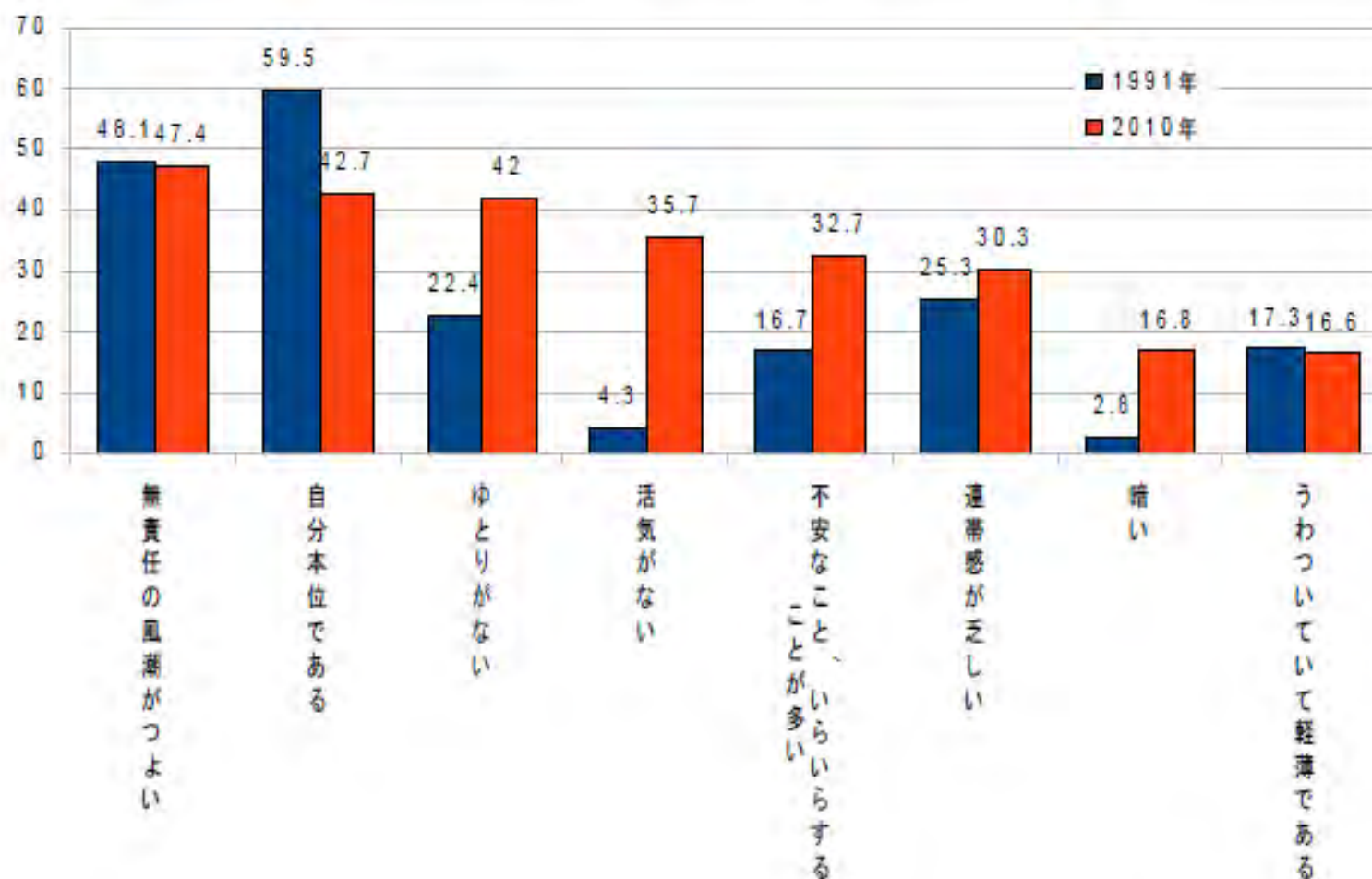
千人



【出典】患者調査

現在の世相として当てはまるもの

(%)



(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」

有識者ヒアリングの実施

第2回会合(平成23年2月22日)

- ・ 福原宏幸 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 (総論)
- ・ 佐藤久男 NPO法人蜘蛛の糸理事長 (自殺対策)
- ・ 田村太郎 ダイバーシティ研究所代表理事 (外国人)
- ・ 谷垣秀人 兵庫県豊岡市役所市民生活部税務課収税係長 (多重債務)

第3回会合(平成23年3月7日)

- ・ 伊田広行 立命館大学大学院先端総合学術研究科非常勤講師 (非正規労働)
関西非正規等労働組合執行委員
- ・ 勝部麗子 大阪府豊中市社会福祉協議会地域福祉課長 (高齢者)
- ・ 遠藤智子 NPO法人全国女性シェルターネット事務局長 (DV)
- ・ 奥山幸博 NPO法人DPI日本会議事務局次長 (障がい者)

第4回会合(平成23年3月24日)

- ・ 中山 泰 京都府京丹後市市長 (自殺対策)
- ・ 奥田 知志 NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長 (ホームレス)
- ・ 赤石 千衣子 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事 (女性)
- ・ 白鳥 勲 彩の国子ども若者支援ネットワーク共同代表 (学習支援)

第5回会合(平成23年3月30日)

- ・ 平塚 眞樹 法政大学大学院社会学研究科教授 (高校中退)
- ・ 安田 淑美 群馬県発達障害者支援センター所長 (発達障害)
- ・ 渡井 さゆり NPO法人日向ぼっこ理事長 (社会的養護)

社会的包摂の推進について

社会保障・税一体改革成案(抜粋)

- I 社会保障改革の全体像
- 2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向
- (2) 個別分野における具体的改革 貧困・格差対策
- 第2のセーフティネットの構築
- ・求職者支援制度の創設、複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進)

東日本大震災からの復興の基本方針(抜粋)

- 5 復興施策
- (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり
- ④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進
- (i) 被災者の生活再建と被災地の復興に向けた様々な課題に対応し、復興を目指すには、被災者や地域コミュニティが、その力を最大限発揮できるようにすることが必要である。しかし、全国的な経済活動の停滞等震災の様々な影響が、被災地はもちろん、全国的にも失業や病気などに脆弱な人々を直撃し、「社会的排除」状態に追い込むリスクを急速に高めている。
- こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む。

「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」

(平成23年8月10日)

平成23、24年度で実施すべき事業として、

- (1) 社会的排除のリスクについての実態調査
- (2) 先導的なプロジェクト
 - ・・・パーソナル・サポート モデル事業の実施
- (3) 誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築
 - ・・・ワンストップ相談支援事業の実施

パーソナル・サポート・サービスの継続発展について

(平成23年度第3次補正予算案)

社会的包摂政策に関する緊急政策提言 <平成23年8月10日> 「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

(2) 先導的なプロジェクトの実施

② 具体的取組 ▶ ○先導的プロジェクト ▶ 【具体的内容】

- ① 現在行われているパーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトは、就労につながりうる者を対象としている。しかし、今回の震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、**高校中退者やそのリスクが高い者など就労にすぐにつなげることが適当でない者、稼働年齢でない者、稼働能力を有しない者も含め、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展させ、これらの取組の制度化に向けた検討を引き続き進めていく。**

モデルプロジェクト実施経費の取扱い



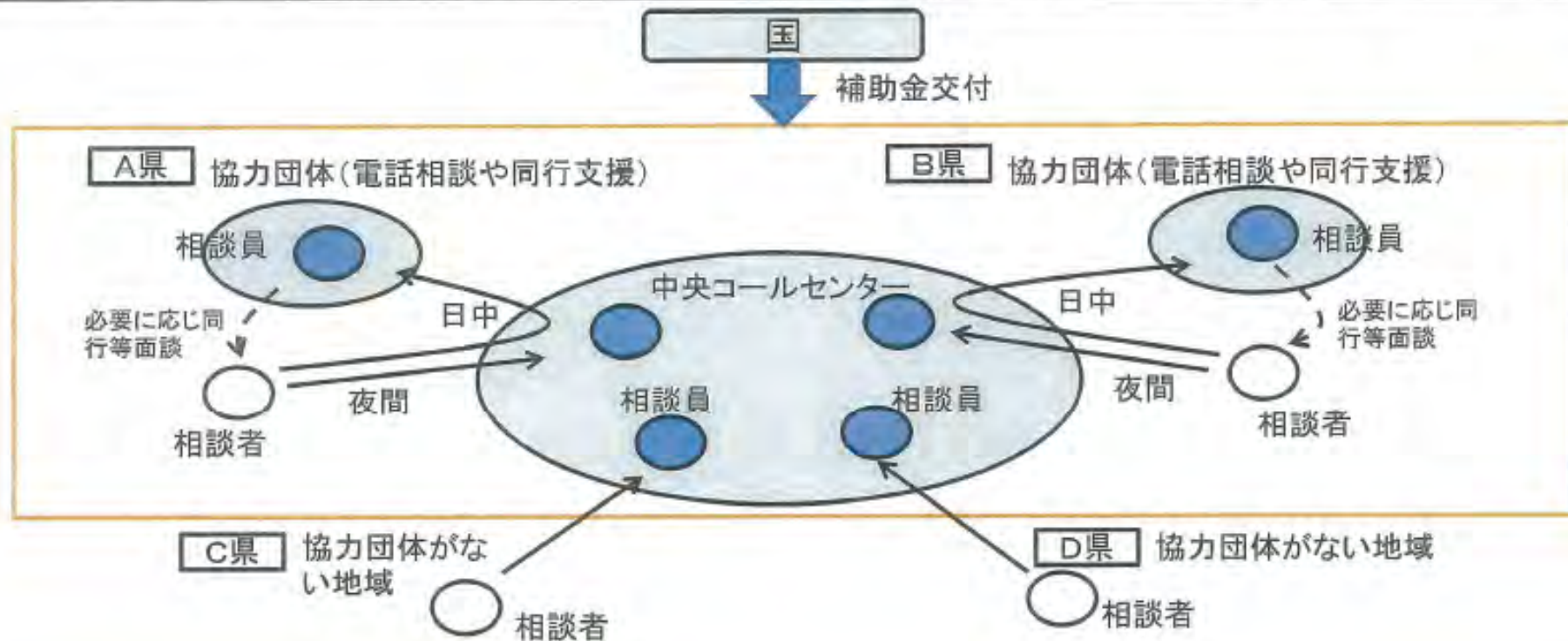
支援対象者の範囲（予算との関係）



▼さらに、現在のモデル・プロジェクト実施地域(19地域)に加え、予算の範囲内で数か所において新たにモデル・プロジェクトを開始する予定

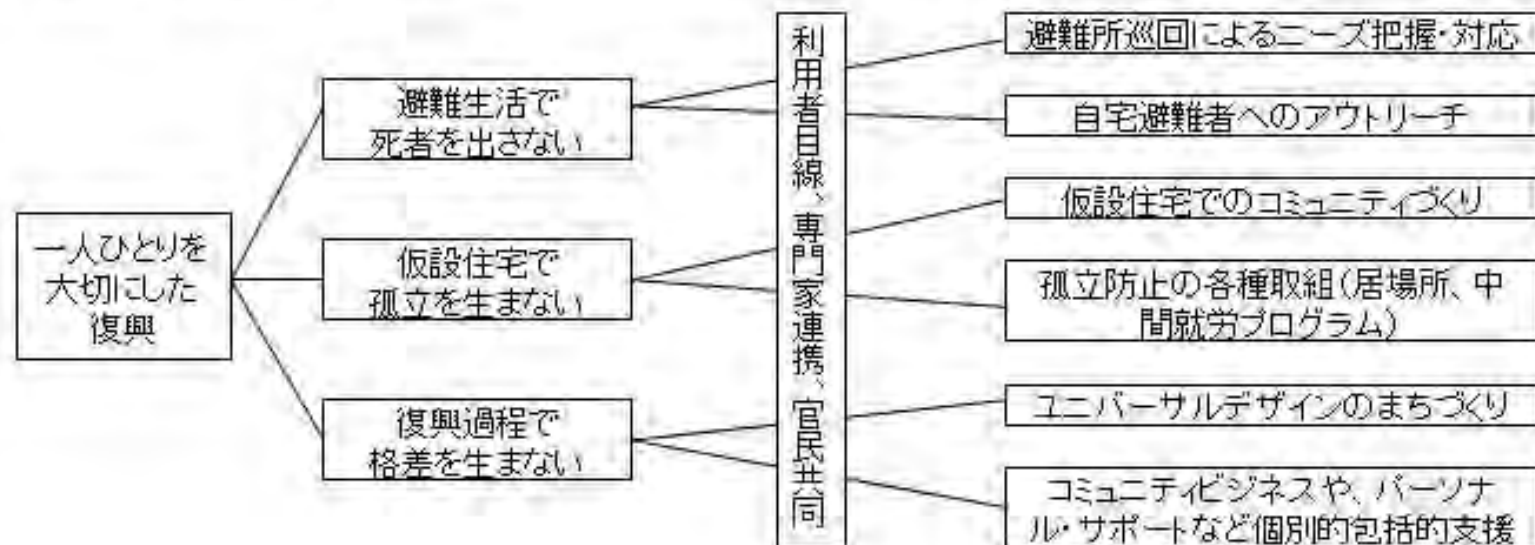
社会的包摂ワンストップ相談支援事業(案)

- 「東日本大震災からの復興の基本方針(5(4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進)(平成23年7月29日)」にも指摘されているように、東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっており、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みの傾聴や問題解決するワンストップ型の相談支援が必要。
- このため、被災3県をはじめ全国を対象地域として、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、地域の民間の支援組織等と連携しつつ、当事者の現状を電話で聞き取りながら、各種支援策と実施機関を適切に紹介するとともに、寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を実施。
- 国は、中央コールセンター(一般社団法人等)及び地域の協力団体に補助金(補助率:定額)を交付。
- 電話相談は、全国统一番号とし、地域の協力団体が対応できる地域・時間帯は、地域のオペレーターにつながり、地域の協力団体が対応できない地域・時間帯は、中央のオペレーターが受けることとする。必要に応じて、地域の協力団体は相談者への同行支援を行う。
- 平成23年度、24年度で実施(平成23年度三次補正予算案額 468百万円、平成24年度概算要求案額 2544百万円)



「一人ひとりを大切にした復興」に向けて ～「社会的包摂」の取組の必要性～

- 「無縁社会」や「孤族」といった言葉に表されるように、近年、社会における孤立化(社会的排除)のリスクが増大。大震災は、社会的排除のリスクを高め、リスクを抱えた人を直撃するおそれ。
- 一方、大震災を機に、国民の間に、助け合い(絆)の機運の高まりも見られるところ。今後の復興に当たっては、「復興格差」防止のため、①これ以上の震災関連死(孤独死等)を出さない、②復興過程から誰一人取りこぼさない、という「社会的包摂」(ソーシャル・インクルージョン)の考え方が重要。
- 対象者として、①単身高齢者、②長期失業者、③ひとり親世帯、④ひきこもり、⑤外国人などがいる。対象エリアとして、①避難所、②仮設住宅・復興住宅、③居宅がある。老若男女すべての者に、「居場所と出番」のある社会を作り出すことが必要。
- 復興過程全体を見据えた長期的観点から、「社会的包摂」のための取組を推進することが必要。

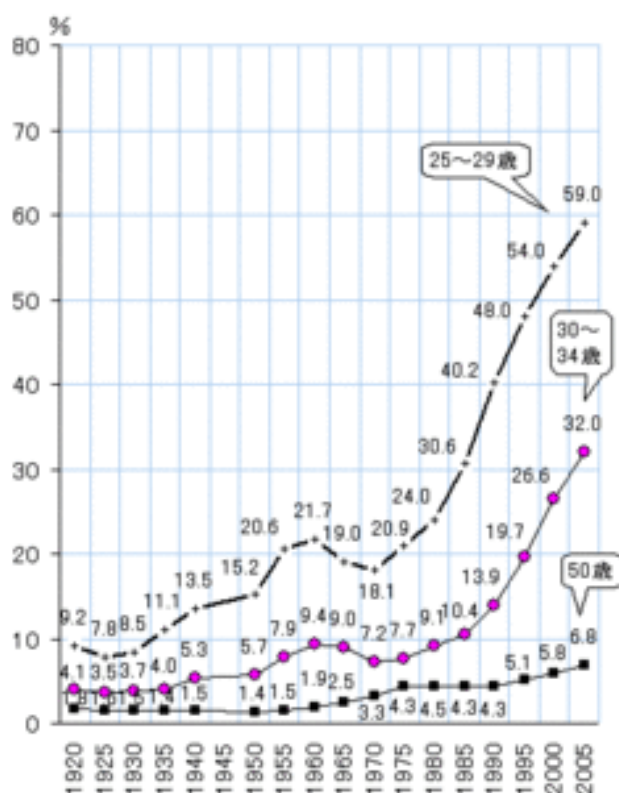


年齢別未婚率の推移

男

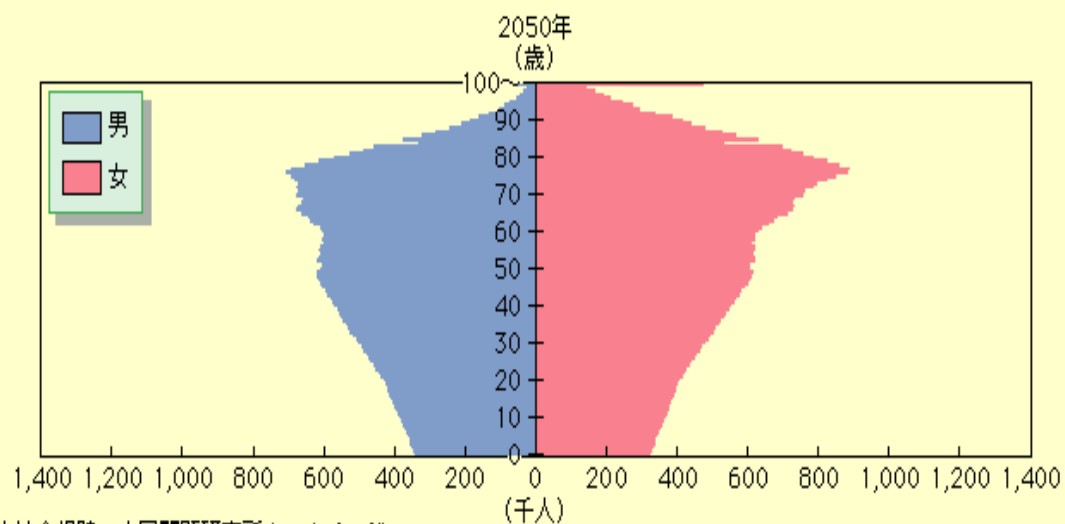
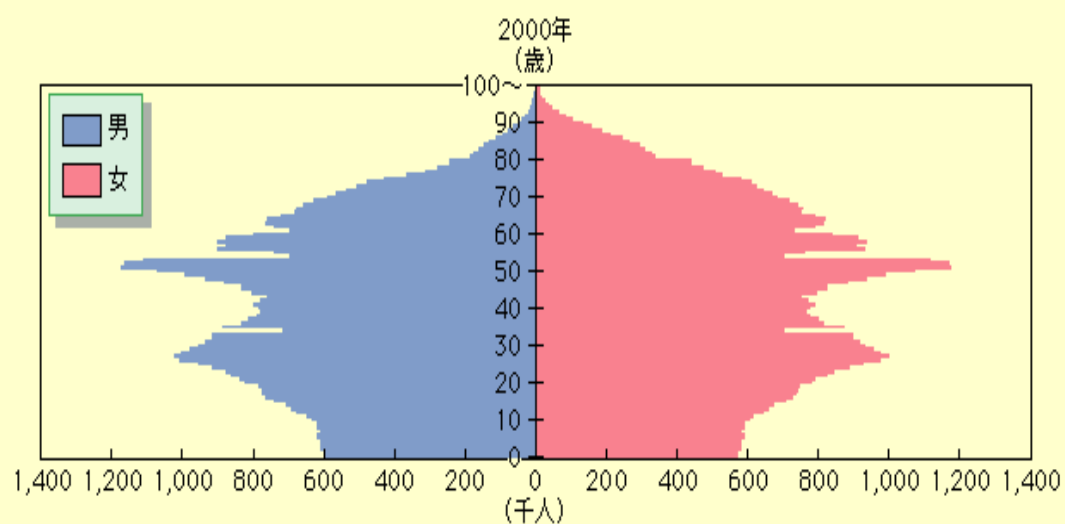
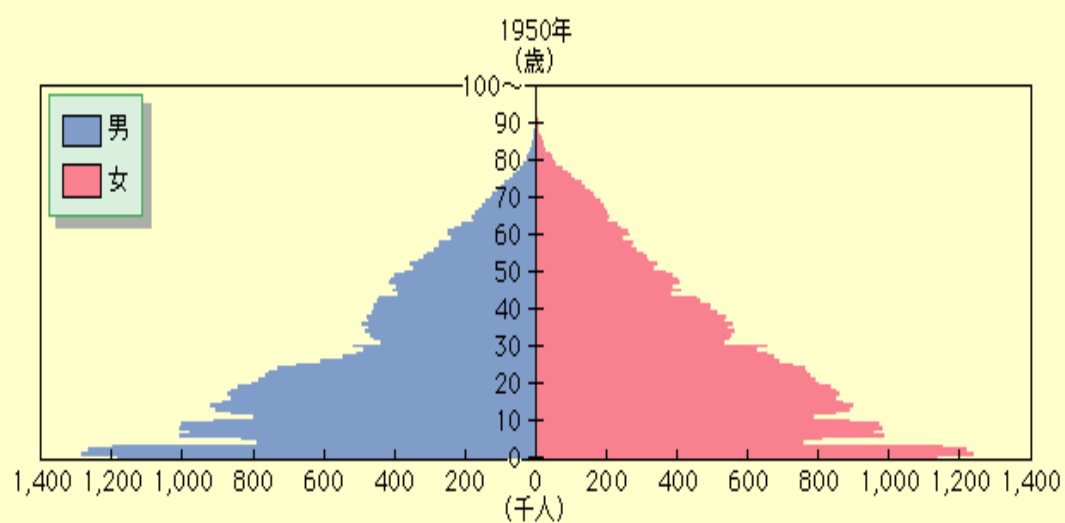


女



(注) 50歳時の未婚率は「生涯未婚率」と呼ばれる。

(資料) 国勢調査、人口統計資料集 (社会保障・人口問題研究所)



(注) 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ

3つの傘がしぼむと、雨に濡れる人が増える

国

企業

企業

企業

下請

正社員

正社員

高齢者

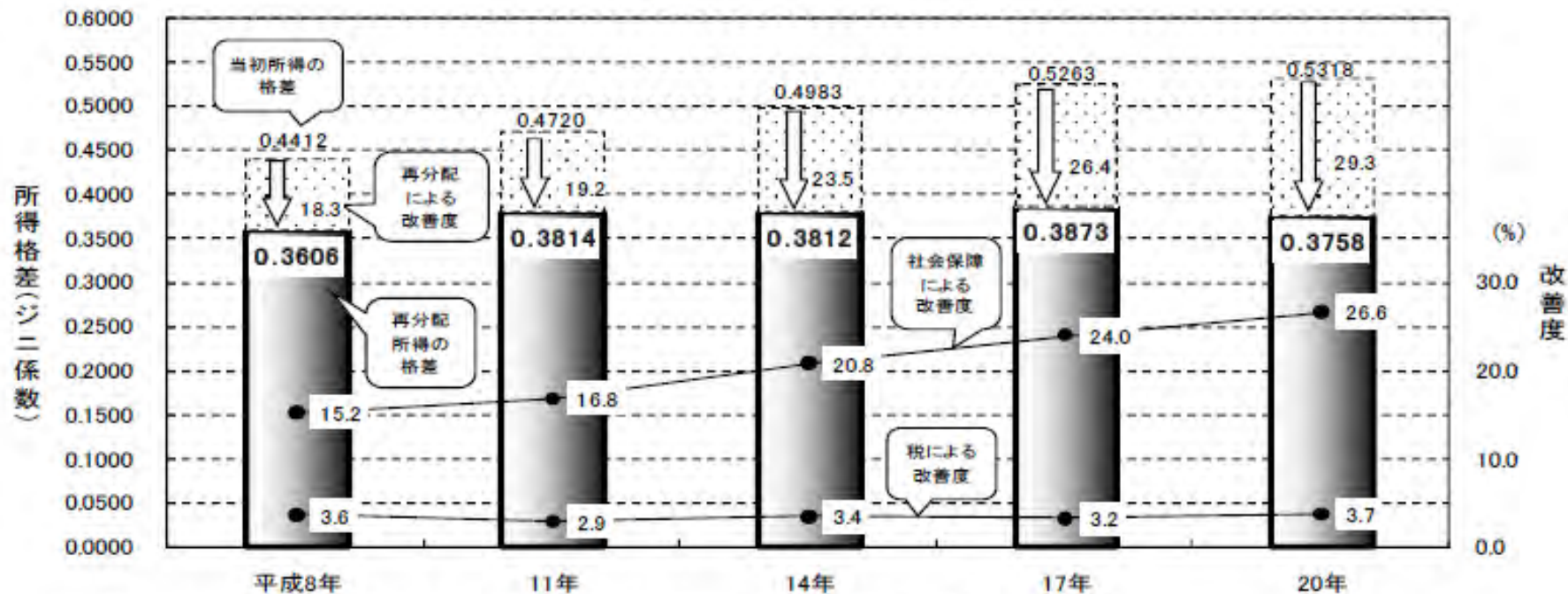
子

妻

日雇い
労働者

母子家庭

図1 所得再分配によるジニ係数の変化

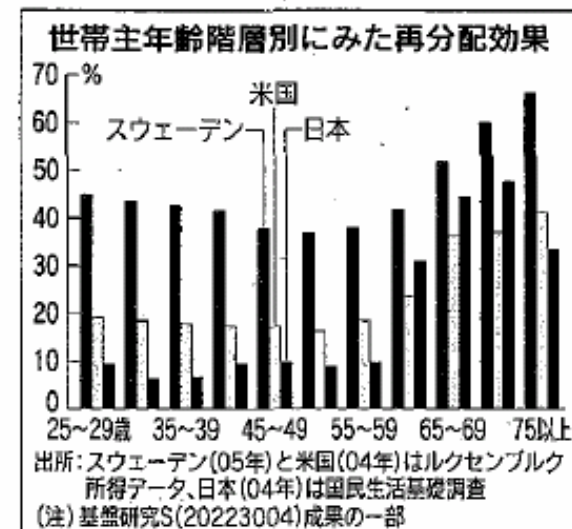


注: 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

厚労省「平成20年所得再分配調査結果の概要」

文字通り中間層を、所得分布の中間に位置する層（社会を構成する全体世帯の等価可処分所得の中央値の0.5と1.75倍の所得層）とすると、86年の72.3%から95年には67.9%、そして07年には65.4%と、確かにその大きさは縮小傾向にある。一方、世帯所得中央値の5割に満たない層を貧困層、1.75倍以上の層を上層とすると、貧困層は86年の13%から07年には17.5%、上層も14.6%から17.1%へと所得分布が二極化する傾向がうかがえる。

2011年10月24日：日経朝刊・経済教室：白波瀬佐和子「現役世代の再配分強化を」



ワーク・ライフ・ウェルフェア・バランスで 全員参加型社会の実現を

家庭
HOME
LIFE

ワーク・ライフ・バランス

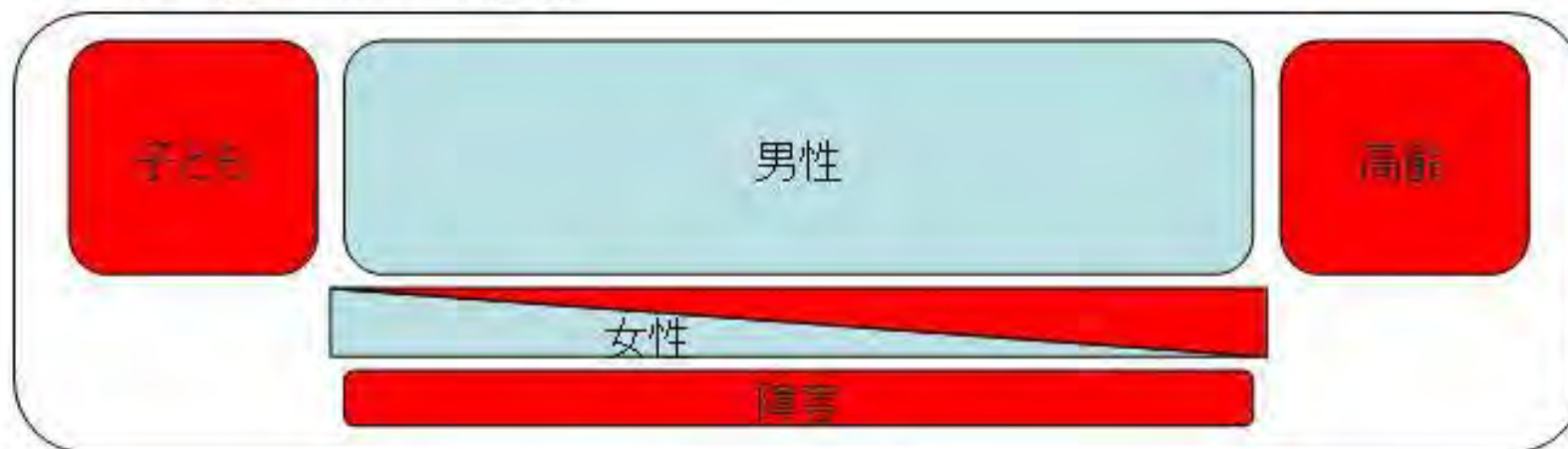
家族機能の外部化

仕事
WORK

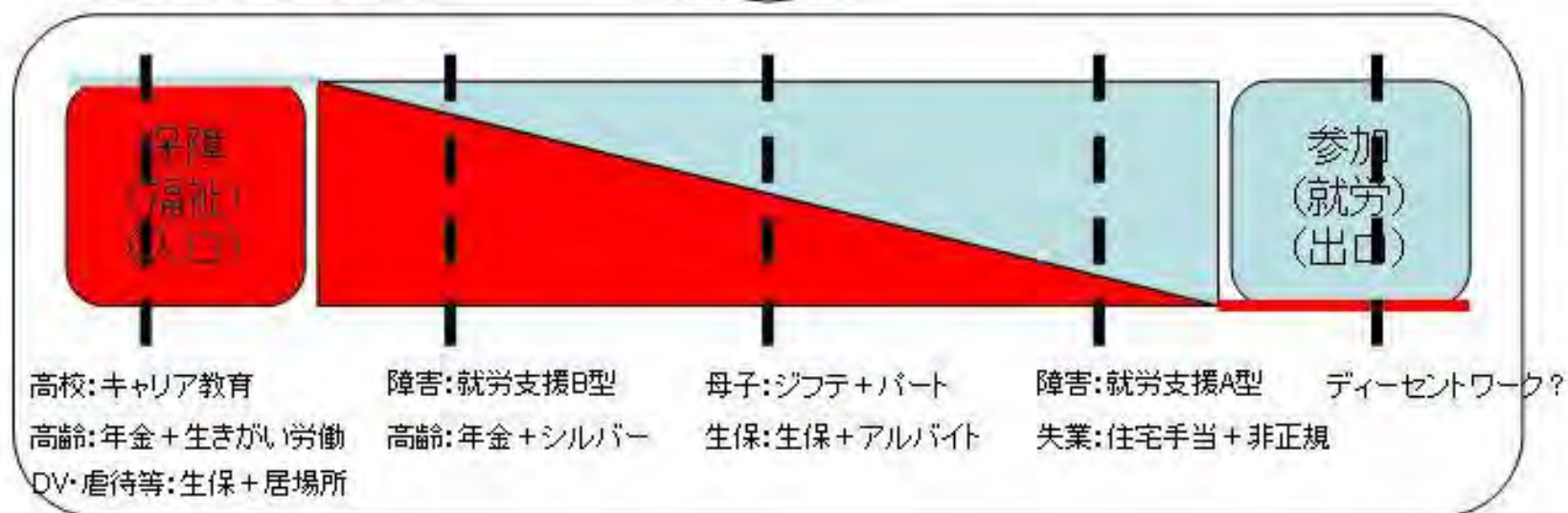
福祉
WELFARE

積極的雇用政策

カテゴリー別ライフコース社会



状態別ライフコース社会





ソーシャルインクルージョンと 「非営利・市民事業」

ふるさとの会 佐久間裕章



ふるさとの会の社会使命(ミッション)

生活困窮者が地域のなかで、安定した住居を確保し、
安心した生活を実現し、社会のなかで再び人としての
役割や尊厳・居場所を回復するための支援を事業として
行うこと



法人概要

名称: ふるさとの会

所在地: 東京都台東区

従業員数: 215名(常勤62名、非常勤153名)

年間事業規模

H22年度実績 9億5千万円



ふるさとの会
関連団体

NPO法人 自立支援センター ふるさとの会

(1999年 認証)

ボランティアサークルふるさとの会

(1990年 設立 夏祭り・越年事業等)

有限会社ひまわり

(2002年設立 介護事業)

株式会社ふるさと

(2007年設立 建物清掃・賃貸借保証事業)

有限責任事業組合 新宿・山谷ネットワーク

(2008年設立 就労支援相談事業)

NPO法人 すまい・まちづくり支援機構

(2009年認証 企画起業支援事業)

更生保護法人 同歩会

(2009年認可 更生保護相談事業)

合同会社ふるさと

(2010年設立 資金調達・経営支援事業)

利用者の状況② ふるさとの会

現在の支援対象者

四重苦を抱える人 **210** 人
2011年8月 現在

全体 1128	独居 770	共居 358																																										
<table><tr><td>30代以下</td><td>66</td></tr><tr><td>40代</td><td>115</td></tr><tr><td>50代</td><td>225</td></tr><tr><td>60代</td><td>453</td></tr><tr><td>70代以上</td><td>269</td></tr></table>	30代以下	66	40代	115	50代	225	60代	453	70代以上	269	<table><tr><td>30代以下</td><td>52</td></tr><tr><td>40代</td><td>86</td></tr><tr><td>50代</td><td>171</td></tr><tr><td>60代</td><td>323</td></tr><tr><td>70代以上</td><td>138</td></tr></table>	30代以下	52	40代	86	50代	171	60代	323	70代以上	138	<table><tr><td>30代以下</td><td>14</td></tr><tr><td>40代</td><td>29</td></tr><tr><td>50代</td><td>54</td></tr><tr><td>60代</td><td>130</td></tr><tr><td>70代以上</td><td>131</td></tr></table>	30代以下	14	40代	29	50代	54	60代	130	70代以上	131												
30代以下	66																																											
40代	115																																											
50代	225																																											
60代	453																																											
70代以上	269																																											
30代以下	52																																											
40代	86																																											
50代	171																																											
60代	323																																											
70代以上	138																																											
30代以下	14																																											
40代	29																																											
50代	54																																											
60代	130																																											
70代以上	131																																											
60歳以上																																												
722 64.0%	461 59.9%	261 72.9%																																										
3障害・認知症・がん																																												
<table><tr><td>身体障害</td><td>118</td></tr><tr><td>知的障害</td><td>51</td></tr><tr><td>精神障害</td><td>188</td></tr><tr><td>認知症</td><td>118</td></tr><tr><td>がん</td><td>38</td></tr><tr><td>HIV</td><td>3</td></tr><tr><td>要介護</td><td>238</td></tr></table>	身体障害	118	知的障害	51	精神障害	188	認知症	118	がん	38	HIV	3	要介護	238	<table><tr><td>身体障害</td><td>42</td></tr><tr><td>知的障害</td><td>19</td></tr><tr><td>精神障害</td><td>112</td></tr><tr><td>認知症</td><td>14</td></tr><tr><td>がん</td><td>24</td></tr><tr><td>HIV</td><td>1</td></tr><tr><td>要介護</td><td>69</td></tr></table>	身体障害	42	知的障害	19	精神障害	112	認知症	14	がん	24	HIV	1	要介護	69	<table><tr><td>身体障害</td><td>76</td></tr><tr><td>知的障害</td><td>32</td></tr><tr><td>精神障害</td><td>76</td></tr><tr><td>認知症</td><td>104</td></tr><tr><td>がん</td><td>14</td></tr><tr><td>HIV</td><td>2</td></tr><tr><td>要介護</td><td>169</td></tr></table>	身体障害	76	知的障害	32	精神障害	76	認知症	104	がん	14	HIV	2	要介護	169
身体障害	118																																											
知的障害	51																																											
精神障害	188																																											
認知症	118																																											
がん	38																																											
HIV	3																																											
要介護	238																																											
身体障害	42																																											
知的障害	19																																											
精神障害	112																																											
認知症	14																																											
がん	24																																											
HIV	1																																											
要介護	69																																											
身体障害	76																																											
知的障害	32																																											
精神障害	76																																											
認知症	104																																											
がん	14																																											
HIV	2																																											
要介護	169																																											
延べ 754 人	延べ 281 人	延べ 473 人																																										

事例1 アルコール依存症が疑われる独居死された事例

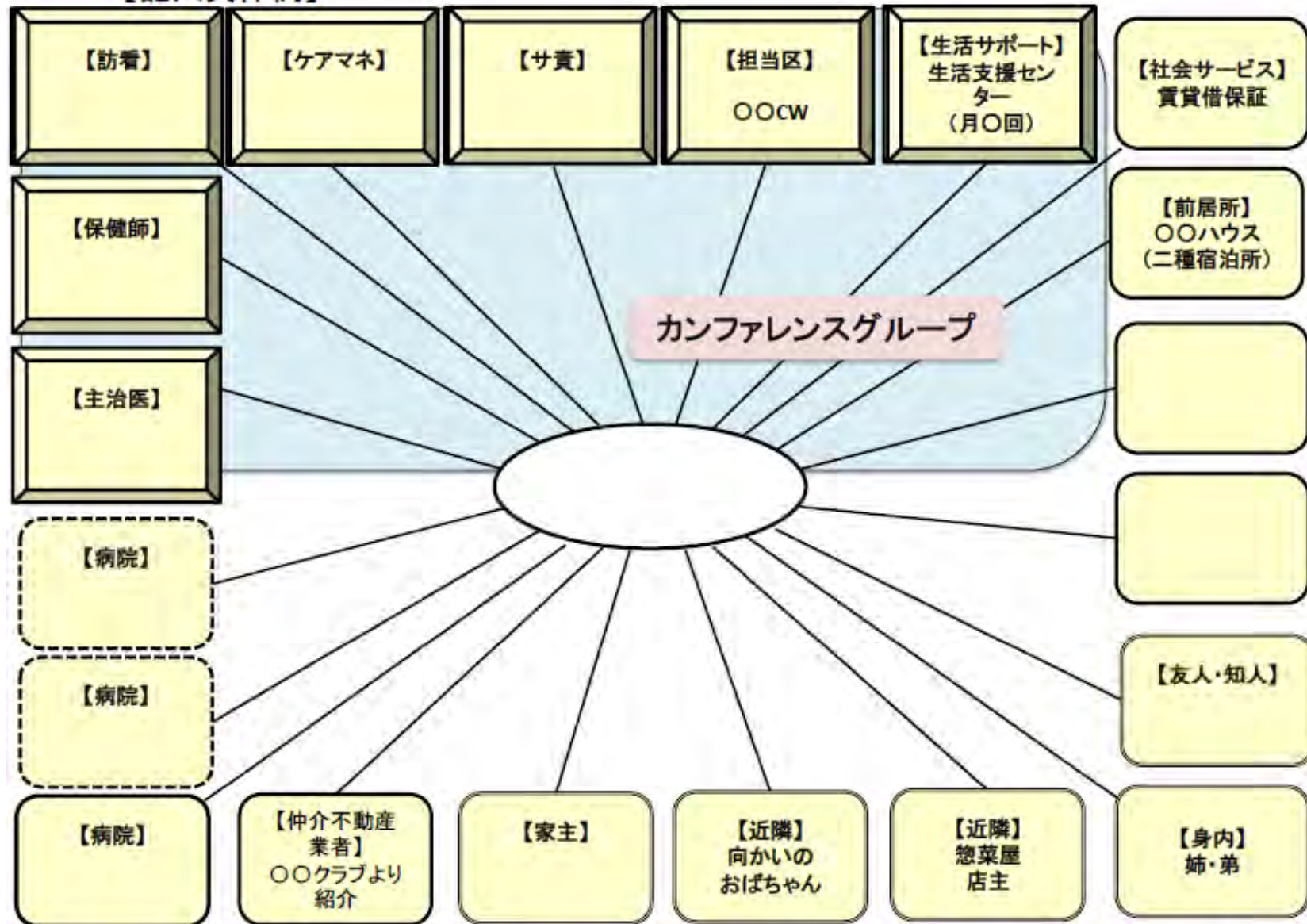
- 50代の男性 アパートで独り暮らし
- 生活保護を受給。ふるさとの会の生活サポートを受ける。
- 既往症に腎不全。アルコールに関連する生活問題を抱えていたが、精神科にはつながっていなかった。

〈課題〉

階下の住人が生活音の変化を把握していた。利用者と階下の住人の交流・関係づくりを支援し、異変を感じた住民から連絡を受けられるようになるになれば、孤独死を防止しうる。利用者に対する直接支援だけでなく、近隣のネットワークや互助を支援することが課題。

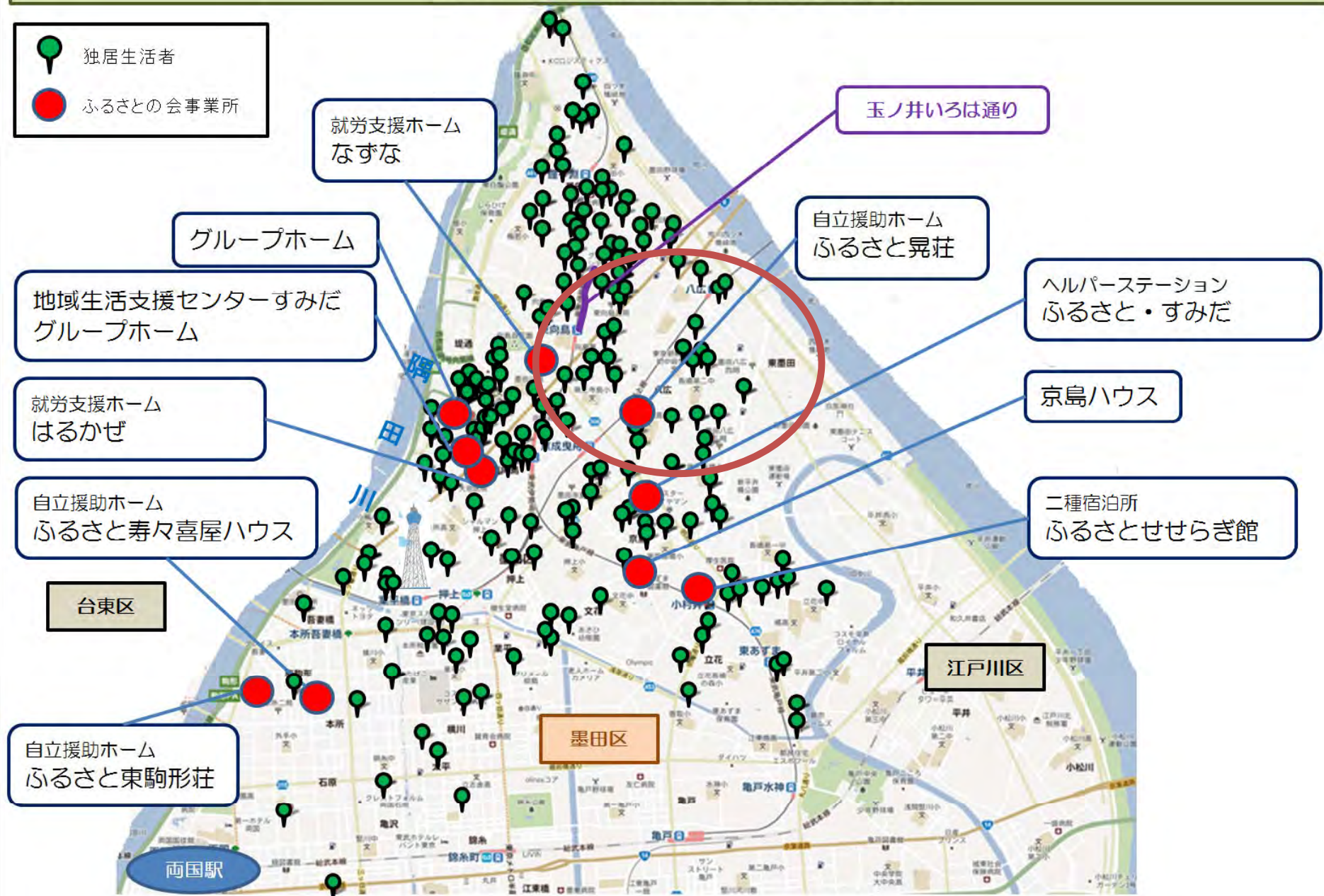
「生活世界」を支援する

【記入具体例】



墨田区における支援状況

- 独居生活者
- ふるさとのか事業所



独居 & ふるさとマップ (八広・東向島エリア)



年齢	133名
20代	1
30代	2
40代	13
50代	29
60代	55
70代	29
80代以上	4
認知症	10
精神障害	22
知的障害	4
がん	13

互助を支える支援

～小ぶりの地域に広がる「輪」～

センターすみだ 出張型 イベント

こんにちは、ふるさとの会の船木です。
10月に入り、涼しくなってきましたが、体調崩していませんか？

今回は、センターすみだの「出張型イベント」のお知らせです。
皆でおかずを持ち寄りながら、カラオケ大会をしませんか？
第1回目の舞台は墨田3丁目。カラオケ居酒屋を貸し切り予定です。
知り合いの方もご気軽にお誘い下さい。

日時：10月4日(火) 14～17時まで

場所：居酒屋 「一ラク」

費用：1,000円(カラオケ+軽食、ドリンク代)



NPO法人
ふるさとの会

住所：〒131-0033 東京都墨田区向島5-43-20 レイコーサビル101
電話：03-5819-3254/03-5819-3256
開所時間：午前11時～午後3時（毎週水・土・日、祝・祭日はお休みです。）
担当：船木（フナキ）



事例2 認知症の利用者への支援事例①

- 60代男性、アルツハイマー型認知症
- 路上生活、自立支援センター、二種宿泊所、精神科病院を経て当会運営宿泊所に入所。
- 入居当初はせん妄、無銭飲食などへの対応が日常的に必要なだった。

〈関与〉

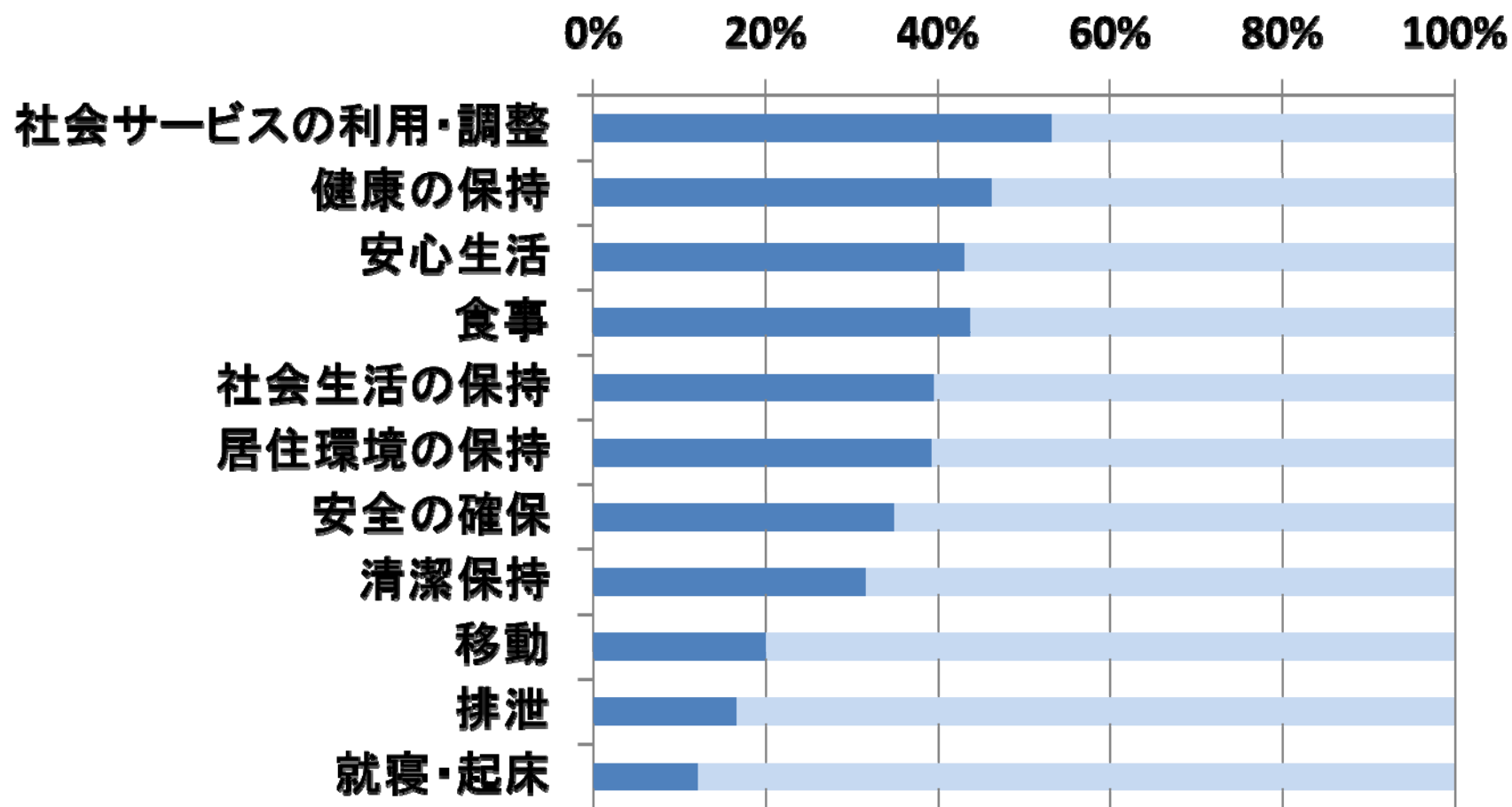
- 安定するまで専属の支援員を配置し、警察で保護された時には身元引き受けにかけつけるなど、生活への寄り添いを手厚く対応した。
- 本人の生活を豊かにするためのかわりについて、非専門職と専門職（保健師）が話し合いを重ねた。
- 医療との連携も密に行い、必要に応じた入院、病状改善後の受け入れ、地域の医療や介護サービスの導入など、居住支援と生活支援、社会サービスのコーディネートが総合的に行われた。

〈課題〉

しかしながら、このような臨機応変の生活支援や一定の専門性を要する社会サービスのコーディネートに対価は払われず、インフォーマルなサポートにとどまっている制度的な限界を抱えている。

日常生活支援ニーズに関する調査の結果

何らかの支援を要する人の割合（支援内容のカテゴリー別）



NPO法人ふるさとの会によって支援されている人N=338を対象とする調査

栗田主一氏（東京都健康長寿医療センター自立促進と介護予防研究チーム研究部長）作成

頻度の高い日常生活支援

(30%以上の人に求められている支援)

順位	支援内容	%
1	生活保護・介護保険・住民票・障害者手帳などの手続きをしてもらう	51.1
2	体調が悪いときに相談にのってもらい、対応してもらう	43.1
3	食事の準備をしてもらう	40.0
4	部屋の掃除, 片づけ, ゴミ出し, 室温調整, 換気をしてもらう	38.8
5	診療所や看護師さんなど関係機関と連絡調整してもらう	36.1
6	出入金の記録, 通帳管理など日常的な金銭管理をしてもらう	32.0
7	寂しい時や困った時に相談にのってもらう	30.0
8	毎日きちんと服薬できるように管理してもらう	30.1

頻度の高い日常生活支援

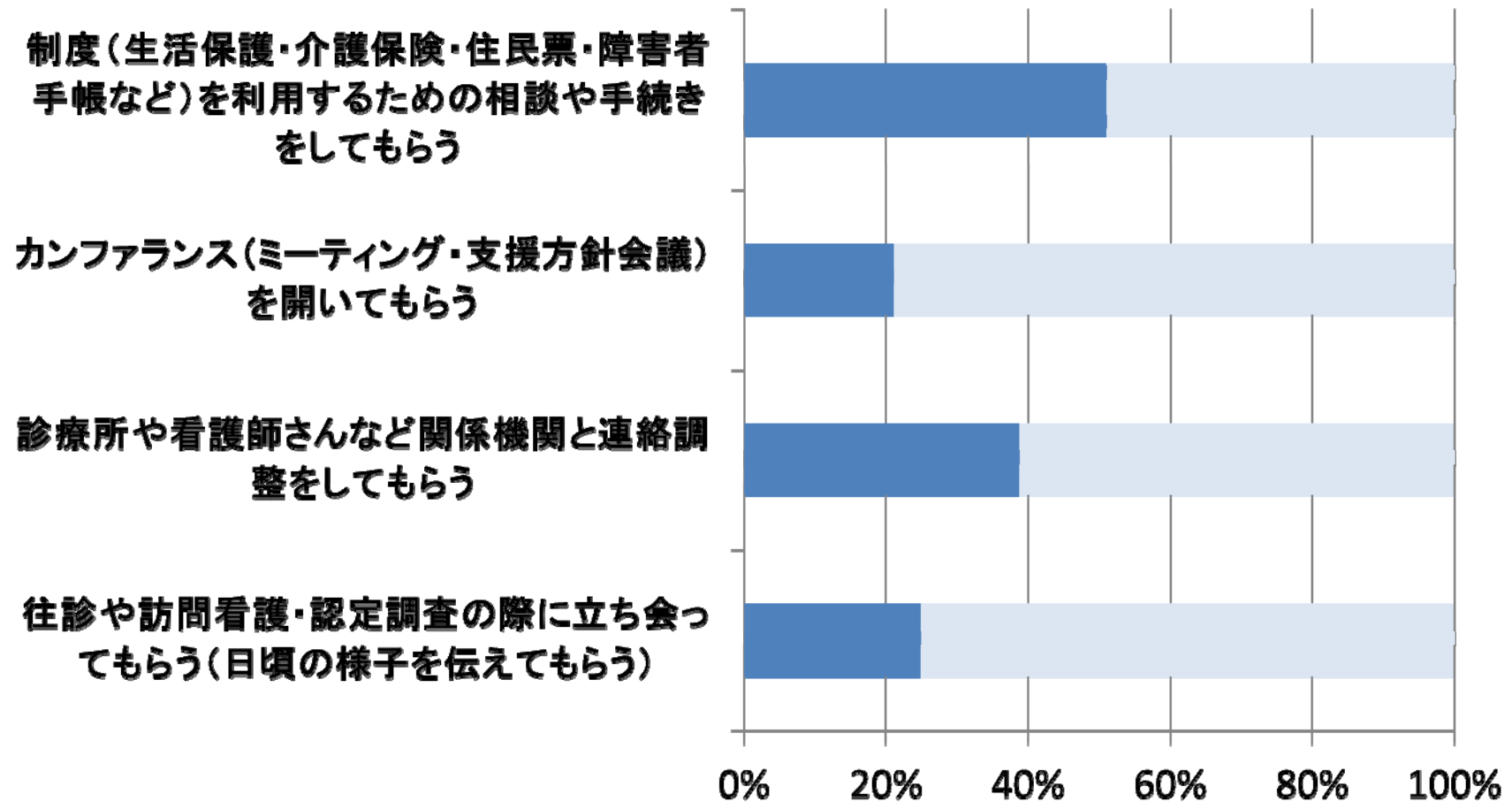
(30%以上の人に求められている支援)

支援内容
困った時、寂しい時の相談
病気になったとき相談、受診予約、通院同伴
制度利用についての相談、手続きの支援
食事の準備
居住環境の保持(掃除, ゴミ出し, 室温・換気)
日常的な金銭管理
服薬管理

*情緒的, 情動的, 手段的ソーシャル・サポートを,
統合的・連続的に提供すること＝家族的支援*

社会サービスの利用・調整に関する支援

回答者 N=317, 支援を要する人53.3%



生活支援にはどんな知識・技術が必要か

1. 日常生活支援に必要な幅広い基礎的知識の習得
2. 緊急時に必要なアセスメントと初期対応ができるようにする

(研修メニュー例)

対人援助論	認知症	カンファレンス
生活保護	アディクション	アセスメントの方法
ホームレス自立支援法	統合失調症	ケアとアート
更生保護	気分障害/不安障害/PTSD	社会サービス機関との連携
就労支援	育ちの支援/人格障害	介護基礎知識①外出移動
介護保険	摂食障害/解離性障害	介護基礎知識②食事
自立支援法	自殺のリスクと対応	介護基礎知識③排泄
多重債務	性の理解	介護基礎知識④保清・着替え
権利擁護	緩和ケア	感染症対策
個人情報保護・守秘義務	HIV/肝炎	金銭管理
高齢者に多い疾患	結核	喫煙対応・防災
糖尿病/高血圧	虐待/暴力	応急処置・救急搬送
脳血管疾患/高次機能障害	路上生活	体調不良時の対応・計測
知的障害/発達障害	刑事施設出所者	医療的ケアの範囲
		服薬管理

事例3 虐待を受けた若年者の支援事例

- 20代女性
- 幼少期から性的虐待を受けた
- 先天的な疾患があり、日常的な服薬が欠かせない。発達遅滞も認められる。

〈課題〉

- 幼少期の虐待に由来するところもある自傷行為が頻回であり、医療的なサポートも日常的に欠かせない。そのためふるさと会のサポートセンターで支援チームを組み、個別のかつ24時間の生活サポートを継続してきた。
- イベントやボランティアには積極的に参加する力がある点に今後の支援の可能性があり、地域という「面」や「互助」のなかで支えていく必要がある。
- このように地域の支援体制をオーガナイズするサポートセンターに公費を投入し、専門職も配置できるようにするなど、地域の拠点に対する公的な支援や制度がほしい。

「自助」と「互助」の支援の必要性

図表1 事例の特性別にみた自助・互助・共助・公助の組み合わせ

事例種別	自助	互助	共助	公助	例 示
通常事例 1	○		○		有料老人ホーム入居（特定施設の場合）
通常事例 2	○	○			家族や近隣の手助けで生活
通常事例 3	○	○	○		家族と介護保険サービスで生活
通常事例 4	○	○	○	○	介護保険以外の公的支援も受ける
支援困難事例 1	×	×	○	×	単身の認知症の高齢者
支援困難事例 2	×	×	×	○	子どもへの虐待
支援困難事例 3	×	×	○	○	自立援助ホーム在住のホームレス
支援困難事例 4	×	×	×	×	サービス未開発な場合の支援

岡田朋子氏作成「生活困難事例の構造と生活支援の方法に関する研究」

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科平成19年度学位請求論文所収から一部改変

支援開始時は「4」か「3」が大半。ドヤやアパートの利用者にも当てはまる。

図は高橋紘士氏「介護保険の「自助」「互助」「共助」「公助」の関係」(『月刊介護保険』法研刊10年1月号所収)より引用

東京都西部地区における支援状況



高齢者支援と若年者の雇用創出

上池ハウス

若年者支援

過去

現在

年齢	前 職	入所前居所	職 種	収入
30代	新聞配達	ネットカフェ	日勤・夜勤	6万
40代	建設日雇い	簡易宿泊所	請い補助	5万
40代	工場日雇い	簡易宿泊所	生活支援員	16万
50代	建築日雇い	簡易宿泊所	請い補助、清掃員	4万
60代	建築日雇い	他団体宿泊所	生活支援員	7万



生活支援

雇用機会

年齢	障害・疾病	介護	前居所
60代	精神障害2級、統合失調症、アルコール依存症		更生施設
60代	認知症疑い		簡易宿泊所
60代	陳急性心筋梗塞、廃用性症候群、気管切開	要介護4	他団体宿泊所
70代	敗血症、廃用性症候群、前立腺肥大症、尿閉		他団体宿泊所
70代	身体障害2級、脳性まひ、高血圧、高脂血症	要介護2	簡易宿泊所
70代	血管性認知症、前立腺肥大、脳梗塞後遺症、神経因性膀胱、高血圧	要介護3	病院
70代	身体障害2級、大腸がん、変形性頸椎症、腎結石	要介護1	簡易宿泊所
70代	認知症	要介護3	アパート等
70代	左ひざ関節症	申請中	簡易宿泊所
70代	糖尿病、高血圧、復旧脳梗塞、肝臓癌、人工透析		病院

下落合館

要介護高齢者支援



要介護高齢者支援と雇用創出

ケア付き就労

就労支援ホーム

19 名

40歳未満	3 名
40～50代	12 名
60歳以上	4 名

緊急雇用等

16 名

40歳未満	5 名
40～50代	11 名
60歳以上	0 名

98 名

独居等

62 名

40歳未満	6 名
40～50代	29 名
60歳以上	27 名

生活支援

若年者支援

雇用機会

要介護高齢者支援

2 種宿泊所・自立援助ホーム

289 名

● 年齢

年齢	人数	割合
60未満	50	17%
60代	113	39%
70以上	126	44%
合計	289	100%
平均	67 歳	

● 認知症

	人数	割合
診断あり	76	26%
疑い	28	10%
なし	185	64%
合計	289	100%

● 三障害

	人数	割合
身体障害	75	26.0%
知的障害	25	8.7%
精神障害	72	24.9%
いずれか	150	51.9%

● 介護

	人数	割合
利用中	177	61%
なし	112	39%
合計	289	100%

※介護保険制度

または障害者自立支援法

平成22年度 厚労省社会福祉推進事業 ふるさとの会

「ケア付き就労利用者の意識とプロフィールに関する調査結果」の概要

平成22年度は、調査票の設計およびケア付き就労利用者等40名を対象とした予備的調査を実施した。本結果は、予備的調査の結果概要を示したものである。

①ケア付き就労利用者のプロフィールと就労状況

ケア付き就労利用者のプロフィールは、男性が9割、50～60歳代の利用者が6割近くを占める。ただし、20～30代の若い世代も3割近くを占めており、年齢層は幅広い。現在の住まいは、自宅や民間施設（宿泊所等）利用者が多いが、緊急就労居住支援事業や社会福祉推進事業の借り上げ住宅利用者が約3割を占める。

経済面では、生活保護を受給している利用者が約半数を占めるが、受給者の2割程度は生活保護受給をやめたいと考えている利用者もみられる。

就労状況では、ふるさとの会で担当している業務では「清掃」や「配膳」、「生活支援（宿泊所の日勤・夜勤等）」、「職員の補助業務（緊急就労・居住支援事業）」などが中心であり、約4割の利用者は1か月あたりの収入額が10万円を超えている。

「ケア付き就労利用者の意識とプロフィールに関する調査結果」の概要

図7 ふるさとの会での業務内容

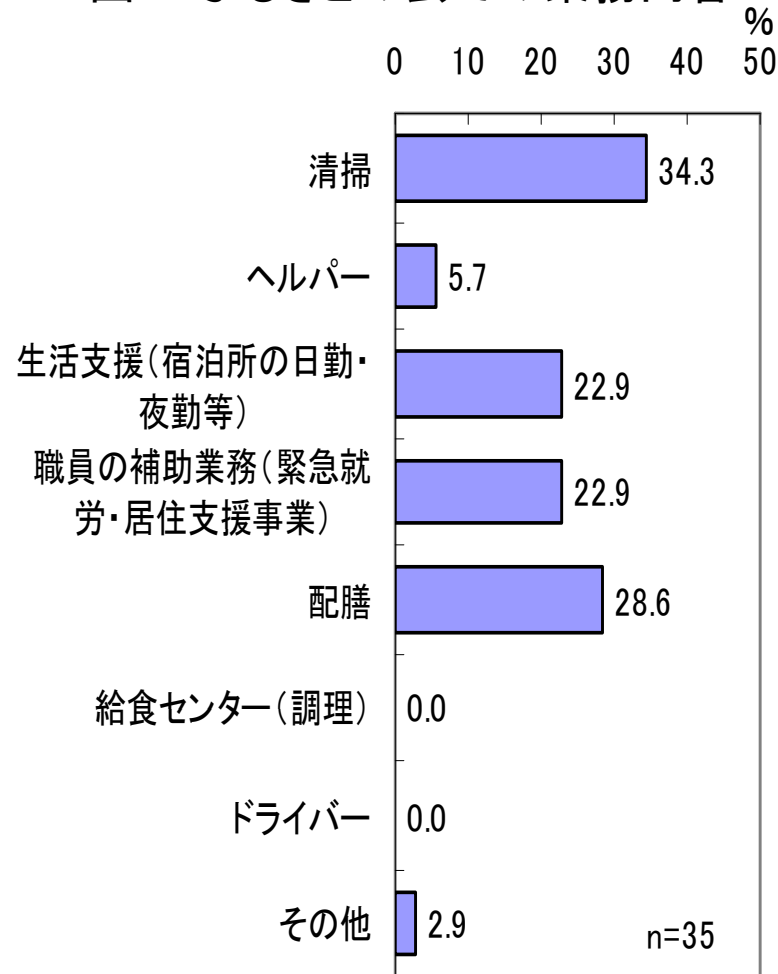
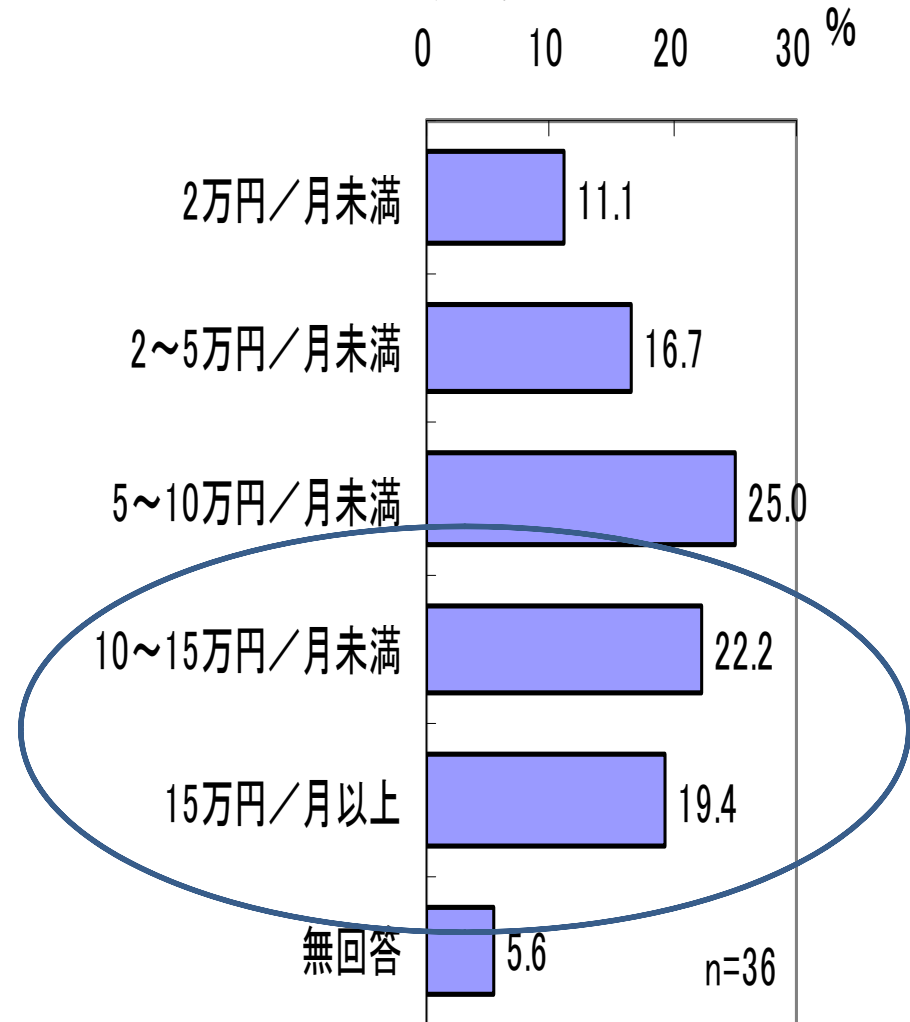


図8 1か月あたりの収入



約4割の利用者は1か月あたりの収入額が10万円を超えている。

「ケア付き就労利用者の意識とプロフィールに関する調査結果」の概要

図9 仕事の継続意向 %

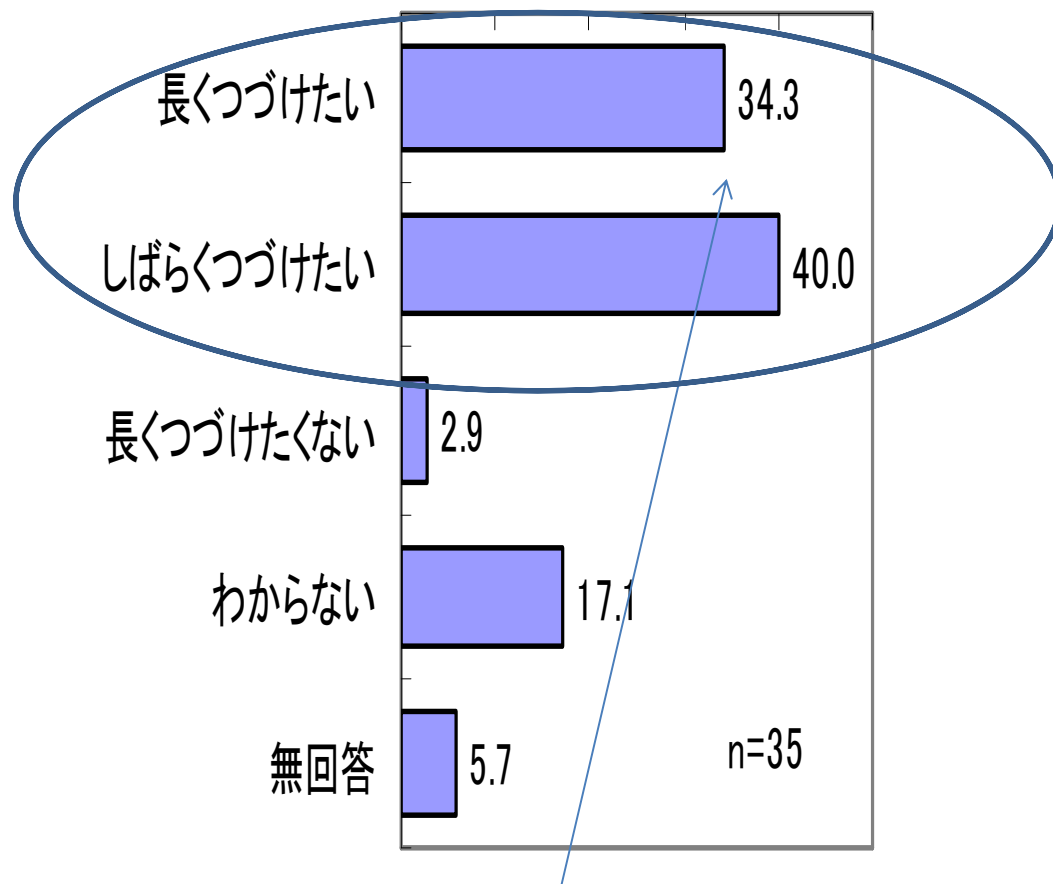


図12 生活の中での変化の有無

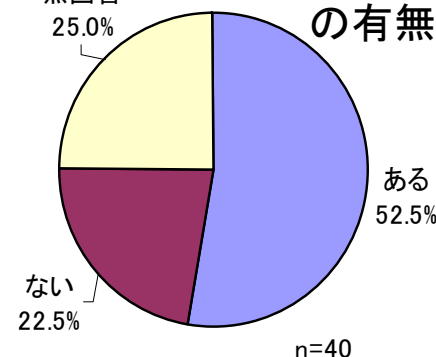
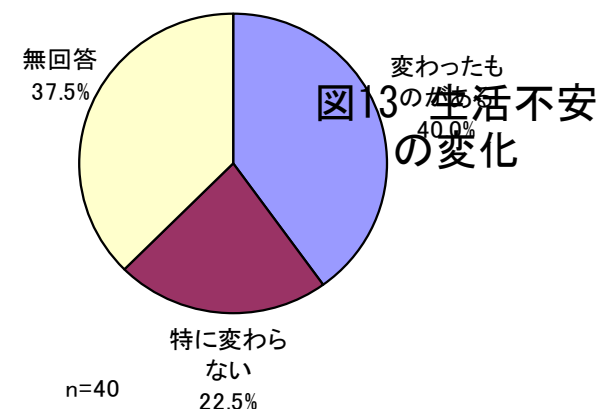


図13 生活不安の変化



定着率：7割強がこれからも続けたい

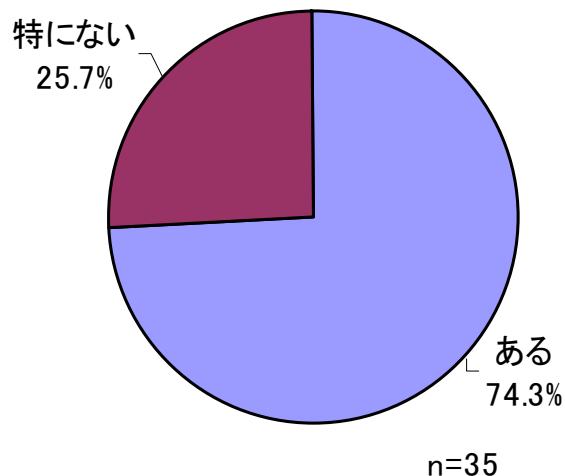
「ケア付き就労利用者の意識とプロフィールに関する調査結果」の概要

④「四重苦」を抱えた高齢者への支援業務に対する意識

ふるさとの会での仕事に対して、回答者の7割以上が「仕事をしていて楽しいことがある」と回答しており、特に支援対象である高齢者との気軽な会話や感謝の気持ちを伝えられることが利用者の気持ちの励みになっていることがうかがえる(エンパワメント)。また、一部には仕事の枠を超えて高齢者を気遣う利用者の姿もみ・仕事としての支援を入口としながら、

利用者と高齢者が互いに支えあう関係が生まれていることも明らかとなった。

図14 仕事をしていて楽しいことの有無



＜仕事をしていて楽しいこと＞

- ・ありがとうと言われたとき
- ・利用者にお礼を言われると、やっていてよかったと思う
- ・わきあいあいしている。いろいろな人がいて楽しいです
- ・会話ができること／・親しい人と話をしているとき
- ・入居者が気軽に声を掛けてくれる
- ・毎朝挨拶ができる。一人ではないから、寂しくないから
- ・室内清掃を一人でしている為やりがいがある
- ・職場がきれいになること
- ・以前ほどではないが、自分の子供達と逢えるのが楽しみ

就労支援継続A型事業所の設置(台東区・準備中)

台東リビング



旅館・朝日館



A型事業所
「ケア研修」受講

現場へ

賄い補助・施設清掃業務

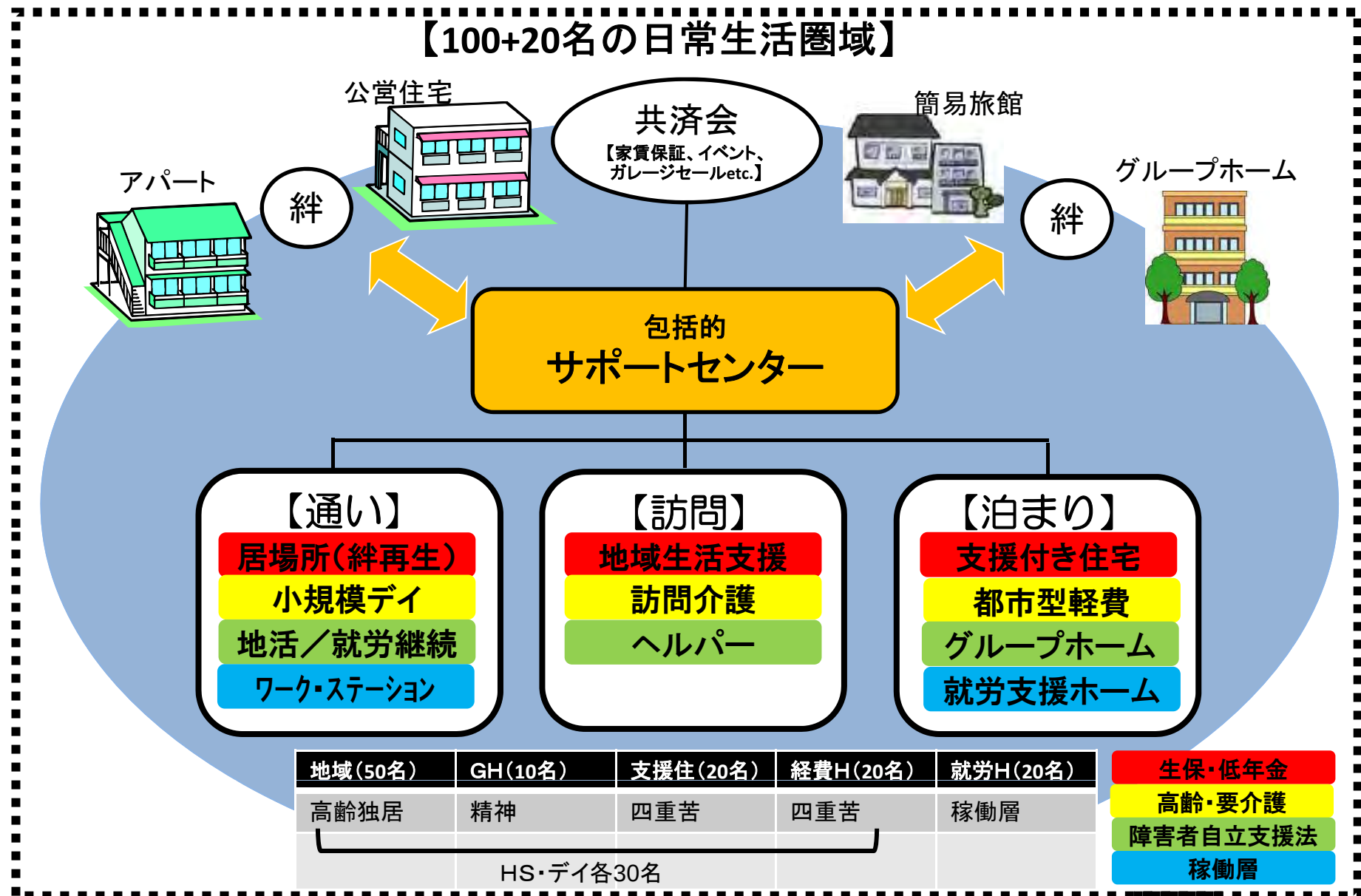


工賃・給与
830円/h
(最低賃金821円)



困窮・単身・要介護高齢・認知症等障害者向けの新たな社会資源をつくる

サポートセンターを核とした包括的支援システムの制度化へ(案)



サポートセンターを核とした

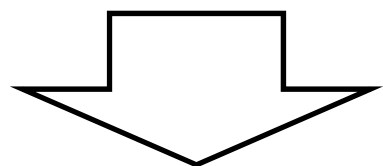
包括的支援システム

- 日常生活支援は介護保険に馴染まない家事労働（家族的ケア）
 - ・家事労働（家族的ケア）を地域の〈互助〉で行う仕組み
 - ・〈互助〉を土台にした支援付き住宅（共同居住／独居アパート／公営住宅）
 - ・24時間365日の「面」的支援
- 小さな「寄り場」をたくさんつくる → 居場所づくり／雇用づくり
- 「居場所」「訪問」「泊まり」の機能を地域の〈互助〉で支える
→ サポート拠点の運営に公費投入を

* NPOの事例蓄積から言えるのは、フォーマル資源とインフォーマル資源をつなぎ、インフォーマルな資源を開拓し、制度化することも、貧困とホームレスに対するソーシャルワークの意義である。介護保険など「サービス」に馴染まない家族的ケア（日常生活支援）は非専門職が担い、地域精神保健を下支えすることができる。地域の互助や日常生活支援は、アフターケアであると同時に、予防的・保健的な介入でもある。

包括的支援システムの意義

- 生活保護制度から他法優先の活用へ
- 就労（若年困窮者の居住・生活支援と雇用創出）
- 非生保の困窮者支援にも有効



（社会・経済的な意義）

- 財政負担軽減
- 地域内経済循環（コミュニティの再生）

「認知症 長期入院で生活保護も...」(産経新聞 2011年1月14日付生活面:ゆうゆうLife)

・認知症の人の行き場がない。施設入所を断られる。入院治療を断られる。デイサービスやショートの利用を断られる。特に、行き場を失うのは...

①認知症+医療ニーズ(がんなどで治療中の特養入所。服薬がある人の老健入所)

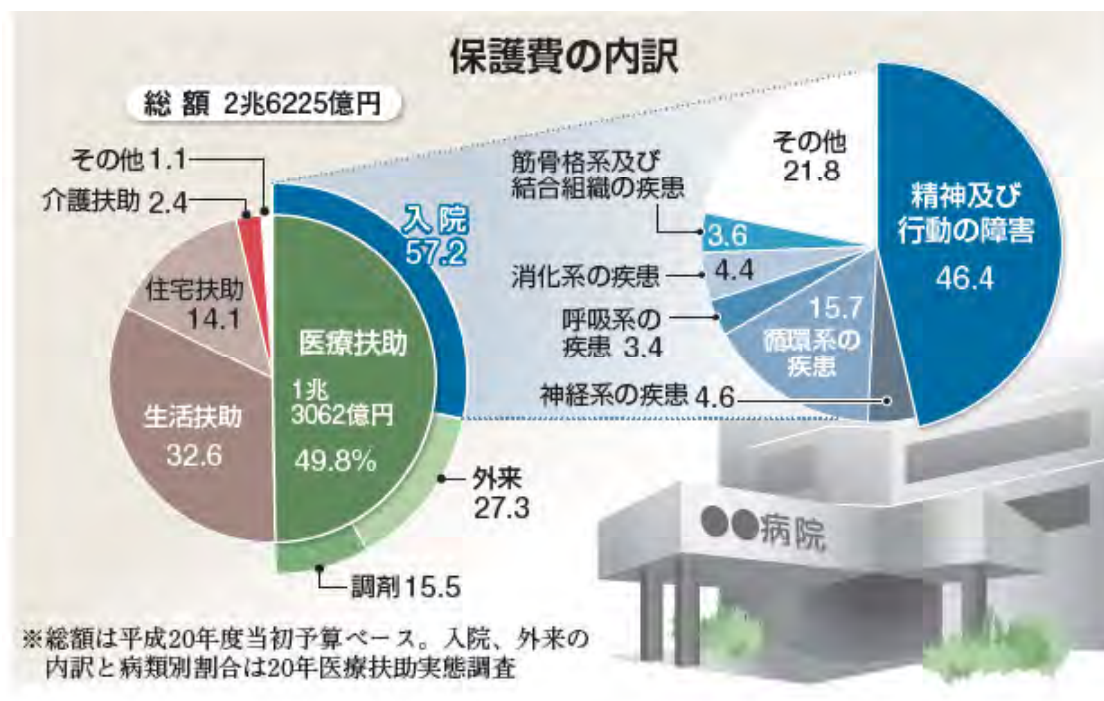
②昼夜逆転、徘徊、他の人への暴力、暴言 ③お金がない(=選択肢が狭まる)



精神科の病院(入院長期化)、
未届けの有料ホーム、自宅で
家族が介護に疲弊するか



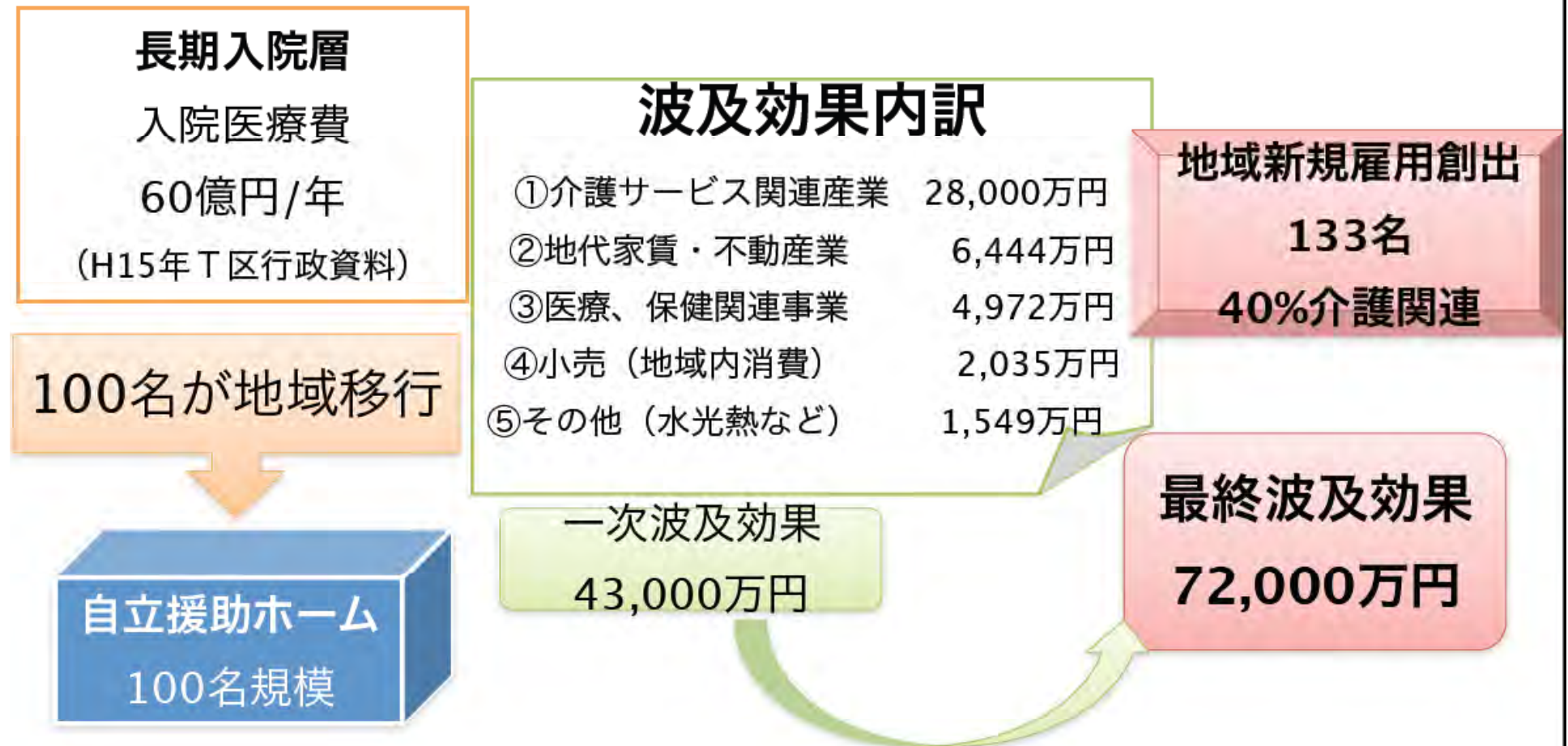
生活保護費の総額は現在、半
分が医療扶助(医療費)。その
6割を入院医療が占め、入院
医療のほぼ半分を精神科系の
疾患が占める。生活保護の受
給者は、半数が60歳以上。



雇用創出・地域消費活性化

帰住先喪失の入院患者の地域生活移行による地域経済波及効果

学習院大学経済学部 教授 鈴木亘（社会保障論、医療経済学）



社会的包摂政策に関する緊急政策提言

平成 23 年 8 月 10 日

「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

はじめに

日本社会の構造的変化への対応に必要な「社会的包摂」を推進するための戦略（「社会的包摂戦略（仮称）」）策定を目的として、内閣総理大臣の指示に基づき、平成 23 年 1 月 18 日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、検討が進められてきた。3 月 11 日の東日本大震災の発生により、震災の直接の被害が引き起こす問題とともに、震災から波及する間接的な影響によって、全国的に社会的排除のリスクが高まることが懸念されている。そのため、本特命チームは、こうした問題も念頭に置いた「社会的包摂戦略（仮称）策定に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）を 5 月 31 日にとりまとめた。

さらに、社会的包摂の推進について、7 月 1 日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」の中で明示されるとともに、特に、被災地における取組の必要性は、6 月 25 日に東日本大震災復興構想会議がとりまとめた「復興への提言 ～悲惨のなかの希望」、さらには、7 月 29 日に東日本大震災復興対策本部がとりまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」の中でも、色濃く反映されているところである。

こういった点を踏まえ、基本方針において示したとおり、特に、被災地を中心に早急な取組の実施も含め、現下において特に緊急に着手すべき社会的包摂政策に関する「緊急政策提言」をとりまとめる。

緊急に実施すべき施策

特に緊急に着手すべき社会的包摂政策として、以下の取組を進める。

(1) 社会的排除のリスクについての実態調査（大震災による影響を含めて）

① 取り組むべき課題

社会的排除の問題は、誰もが潜在的にそのリスクを感じながらも、なかなかそのリスクを直視し、向き合うことが難しい問題である。一方で、リスクが放置され、それに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、さらに生活困難に追い込まれる。社会的包摂に向けての取組の必要性は、潜在的なリスクの広がり、リスクの連鎖についての実態を理解するところから始まる。特に、震災発災以降、直接的かつ間接的な震災の影響によって社会的排除のリスクが国民全体の間でどのように高まり、これに対してどのような対応ができていないのか、できていないのかを調査し、把握する必要がある。

② 具体的取組

○社会的排除のリスクについての実態調査

【具体的内容】

- 社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行う（大震災の影響による社会的排除リスクの高まり等を含む）。

【調査実施年度】平成 23 年度、24 年度

【担当府省】内閣府

(2) 先導的なプロジェクトの実施

①取り組むべき課題

被災地をはじめ社会状況が大きく変化する中で社会的排除のリスクが増大してきていることから、社会的に排除された方や各種制度から漏れた方に対し適切かつ早急な支援体制の構築が必要となってきた。特に様々な領域に渡って重層的な課題を有している方や、未だ支援を受けていない方に関しては、関係機関が相互に連携するとともに行政だけでなくインフォーマルな支援も含めた両面からの支援が必要である。同時に声を出しにくい方々に配慮した誰もが参加可能な社会的包摂の仕組みを取り入れ地域と連携し支援が行われるようコミュニティの再構築につなげていくことも必要である。

②具体的取組

○先導的プロジェクト

【具体的内容】

- ① 現在行われているパーソナル・サポート・サービスのモデル・プロジェクトは、就労につながりうる者を対象としている。しかし、今回の震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、高校中退者やそのリスクが高い者など就労にすぐにつなげることが適当でない者、稼働年齢でない者、稼働能力を有しない者も含め、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展させ、これらの取組の制度化に向けた検討を引き続き進めていく。
- ② また、被災された方を含めたいわゆる社会的に支援を必要とされる方に対し、巡回相談などアウトリーチをかけたニーズ把握、ニーズに応じたパーソナルサポート的な相談支援や居場所づくり、孤立化防止の為の見守り体制の構築、地域住民による支えあい、官民協働による関係者間の総合調整、真に実効性ある連携体制の構築などを一体的に行う多機能型のモデル事業を実施する。

【実施時期】平成 23 年度、24 年度（②の多機能型モデル事業は被災地 3 県で実施）

※パーソナル・サポート・サービスについては、既存の平成 23 年度予算も活用。

【担当府省】パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた論点整理…内閣府、左記以外…厚生労働省

(3) 誰も排除しない社会の構築を目指した全国的な推進体制の構築

①取り組むべき課題

様々な支援の輪が広がっている今日においても、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難に陥る人がおり、そういった状況は、東日本大震災発災後、より深刻になりつつある。

とりわけ、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々が、いつでもどこでも相談でき、誰も適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、問題を抱える人々の悩みを傾聴するとともに、問題を解決するワンストップ型の相談支援が必要であることから、こうした体制を早急に整備する必要がある。

②具体的取組

○社会的包摂ワンストップ相談支援事業

【具体的内容】

- 具体的には、相談支援の実施主体となる中央の団体（NPOや一般社団等）が、地域の民間の支援組織等と連携しつつ、心のケアを踏まえた傾聴の姿勢で当事者の現状を電話で聞き取りながら、各種支援策と実施機関を適切に紹介するとともに、必要に応じて寄り添い支援を行うワンストップ相談支援事業を実施する。
- 国は、こうした民間の活動に対して、補助金等による財政支援を行う。

【実施時期】 平成 23 年度、24 年度（被災 3 県をはじめ、全国で実施）

【担当府省】 内閣官房・厚生労働省

◎ 市民政策フォーラム

ソーシャル インクルージョンと「非営利・市民事業」

ー「一人ひとりを包摂する社会」特命チームの取組みから見てきたものー

◎ 日 時 2011年11月21日(月)17:00～18:30

◎ 会 場 衆議院第1議員会館 国際会議室

◎ 主 催 市民セクター政策機構、市民がつくる政策調査会

◎ 事務局(連絡先) 市民がつくる政策調査会

TEL:03-5226-8843／FAX:03-5226-8845／E-mail shimin@c-poli.org